

スリランカ

スリランカ

面 積 6.56万 km²

人 口 1275万人 (1971年センサス) 1368万人 (1974年央推定)

首 都 コロンボ

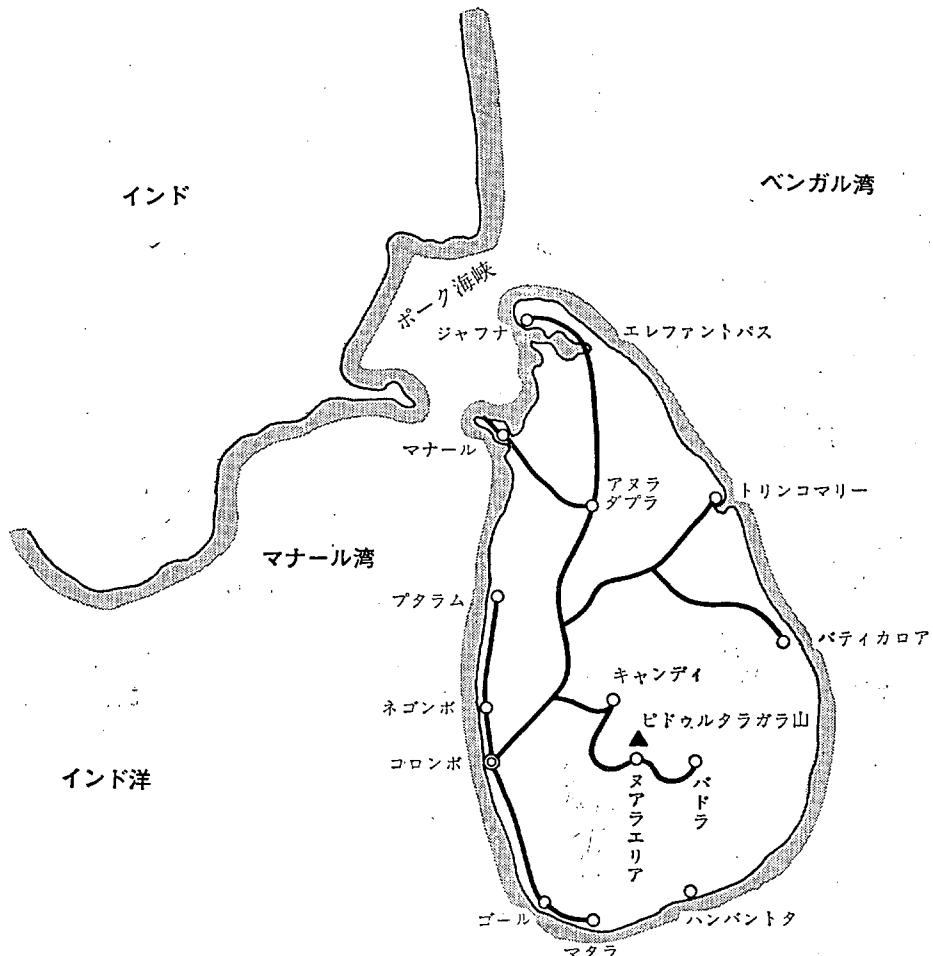
言 語 シンハラ語, タミール語, 英語

宗 教 仏教, ヒンドゥ教, イスラム教, キリスト教

政 体 共和制

元 首 ゴパラワ大統領

通 貨 セイロン・ルピー (1米ドル=中央銀行レート 7.7094 (1975年12月10日発表))
=FEEC レート 12.72 (上記レートの65%安)
=IMF 資料 7.6605 (1975年11月)



1975年のスリランカ

——連合政権の分裂と政策の右旋回——

国 内 政 治

連合政権の分裂 1974年秋以来、経済危機の打開方向をめぐって、連合政権の有力な参加者である平等党 LSSP の青年組織が、社会主義政策の徹底を要求し、銀行国有化、物価統制局設置、必需品産業の国有化などを要求し、老指導者であるペレラ蔵相等の幹部を追及し、ついに平等党中央委員会をして資本主義の終止を決議させ、バンダラナイケ首相による与党の中心を成す自由党 SLFP と鋭く対立し、74年11月16日平等党系セイロン労働連盟 CFL の集会はついに外出禁止令で解散させられた（1975年動向年報 p. 679 参考）。この対立は1975年に入ても続き、1972年土地改革（改正）法案によって収用する法人経営農園土地の所管をめぐって極点に達した。平等党はこれは自党出身のコルビン・シルバ農園産業相の管轄であるとした。都市労組地盤の平等党はこれによって農村での勢力も拡大できると考えたこともあるという。これに対し農村地盤の自由党的右派分子はかねてから閣内の平等党閣僚の排除を主張しており、農園土地の所管を平等党的シルバに委ねることに反対を申入れ、バ首相もこれを兄弟の義父に当るコベカドワ農相に当らせるに定めた。他の争点は収用土地の運営を平等党は政府直轄を主張し、自由党は当分從来の代理商社に委託することにした点であった。8月12日1953年ハルタル記念集会に出たペレラ蔵相は、1956年総選挙で故 S. W. R. D. バンダラナイケ氏が勝ったのは平等党などの左派勢力の協力のためだと演説したのは、未亡人のバ首相の感情を害した。14日バ首相の反論声明（付録参考資料の項を参照）に対し、ペレラの弁明（19日）があったが、首相は平等党内閣改造を告げ、貿易、海運、労働、郵政、電信、漁業、農園産業の 6 ポストのうち 3 を選ぶよう求

め、大蔵の地位を取上げることを明かにした（22日）。平等党はこれを拒否し（23日）、この間モスコー派共産党のケネマン住宅相の調停もあったが、9月1日平等党 3 閣僚は辞職を通知し、バ首相はこれを受入れ、連合戦線が分裂しても、政府は進歩的中道政策を進めると言明し、9月18日議会に新閣僚名簿を発表し、モスコー派共産党は閣内にとどまり、平等党 2 議員も政府支持を明かにしたと述べた。新蔵相には首相の甥の F. D. バンダラナイケが法相と兼任で就任し、農園産業相は R. ウィクレマイヤケが就任した。

平等党の離脱で心配されたのはその系列下のセイロン労働連盟 CFL、その他公務員、港湾、交通労組等の動きであった。しかし CFL は政府支持の労働組合機関合同委員会 JCTUO を脱退する動きを示さず、また政府、自由党は、新しい港湾労組の結成、セイロン輸送公社 CTB の役員や労働者評議会の委員を更迭して、平等党的勢力を抑えようとした。

平等党的ペレラ等は連合戦線分裂の原因で、議会でバ首相等と論争を行なったが、12月23日、連邦党 FP、スリランカ解放軍 SLVB と共に、バ首相とその 3 子が土地改革法の規定に違反して、自己の所有地を処分し、代金をえたのに、それを報告しなかったとして不信任案を提出した。しかしこれは最大の野党である統一国民党の同調をえられず（同党は修正案を出したが否決された）、結局反対100票、賛成43票で否決された。

政府はかねてから経済危機に対する外国援助の要請に対し、外資保護の法制化、経済政策の自由化、通貨調整の必要を、外国政府、IMF、世銀より要求されていた。政府は1月から外資保護法の研究準備に入り、5～6月にその国会提出が近いことを宣伝した。また平等党や労組が外銀国有化を主張するなかで米国ファースト・ナショナル・シティ銀行の支店開設申請を受け（その後却下）、

農園の国有化も、外国会社の国内法人転換で規制できると考え、乘気でなかったとされ、また国有化しても補償を支払い（平等党や「アジアの不公正是正運動」に従事するカトリック教徒で Center for Society & Religion の Tissh Balasuriya 神父は無償を主張），代理会社の使用を考えていたという。平等党との分裂で蔽相になった F. D. バンダラナイケは自由党右派とされ、11月就任後の新予算演説では、民間資本家に不評だったペレラ前蔵相の1975年増税予算案と異なり、減税政策を打出した（経済情勢の財政金融の項を参照）。平等党は自由党右派が野党の保守派統一国民党 UNP と手を握る危険性を強調している。これに対しバ首相の長子アヌラ・バンダラナイケは、UNP との提携はありえない（5月）、自由党の主たる敵は UNP である（11月15日）と否定している。バ首相は、新予算案で国民の不満を和げ、農園国有化で進歩的政策の公約を果たした実績を示し、1976年8月に予定するコロンボでの非同盟国首脳会議を成功させて、1977年総選挙に臨もうとしている。なおバ首相は長男アヌラを政治的後継者として押出そうとしており、計画経済省顧問、学生問題国家諮問会議顧問に任命し、中国、北鮮、米国、日本に非公式外交使節として送っている。この他一族の多くを行政、司法等の職につけている（cf. *Time*, Dec. 15, 1975）。

野党の動き 野党第一党の統一国民党 UNP は1月8日の Katana 地区補欠選挙で T. Wijayapala Mendis が与党自由党 SLFP の Fernando pulla を破るという好スタートを切った。しかしこれにはジャヤワルデナ総裁が連合戦線の左右対立に乘じ、自由党右派に接近しようとする動きに対し、党創設者故 D. セナナヤケの一派たる甥の Rukman Senanayake を中心に、派閥、保守本流の反対が生じた。ジャヤワルデナは5月1日のメーデー演説で、党の政策に社会主義哲学を取り入れると述べ、12月20日の第21回党大会では人民社会主義に立つと挨拶した。他方かれはメーデー集会で10万人を集め、政府・与党の動員を大幅に上回ったことに自信をえ、現議会は不法であり、旧憲法による5年目の総選挙を5月に行なうよう要求して議員を辞任した。この補欠選挙は7月に行

なわれたが、与党は立候補しなかったので、ジャヤワルデナの大勝に終った。しかしこの選挙運動中、UNP を追放された Suriyapperuma が無所属で立候補し R. セナナヤケがこれを応援した。1月に書記長 Alwis、運営委員会を主流派で固めた党幹部は、3月には Abeygoonesekera、4月には党青年連盟書記長 Karunasena Kodituwakke を追放していたが、ジャヤワルデナは6月にスリヤペルマの行動を党内で支持したものがあるとし、党紀律強化を表明し、7月、運営委員会は23人の党員資格を停止し（青年連盟、党書記 Jinadasa Niyathapala その他前議員3人を含む）、R. セナナヤケに補選運動にスリヤペルマを応援した理由の釈明要求を定めた。ジャヤワルデナの質問書に R. セナナヤケは8月3日反論したが、運営委員会は6日党員身分停止処分を通告した。その後セナナヤケは党規委員長に査問の早急開始を求め、またその父 Robert Senanayake（故 D. セナナヤケの兄弟）がジャヤワルデナに抗議するなどの余波があり、ジャヤワルデナは自分は故 D. セナナヤケから1970年党の指導権を委ねられたのであり、R. セナナヤケをデディガマより立候補、当選させたのも自分のはからいであると反駁した。

連邦党 FP、またそれを中心とするタミール統一戦線 TUF の反政府活動は続いた。新憲法がタミール人の自治を認めなかったことに反対し、その賛否を問うため1972年議員を辞任した S. J. Chelvanayakam 総裁のカンケサントライ地区補欠選挙は、2月8日実施され、共産党のポナムバラムを押さえて、再選された。1975年総選挙を要求して議員辞任を明かにした統一国民党のジャヤワルデナは、3月 TUF の同調を求めて北部に遊説し、ジセフナで集会を開いたが、会場は混乱し、TUF の協力獲得は成功しなかった。しかし TUF の反政府態度は変らず、5月に非協力ボイコット運動、12月の平等党との政府不信任案提出などを実行した。また TUF のオルグで、1974年末釈放された Rasi Anandan は、タミール人国家構想はレーニンも言及したと述べたが（7月）、ラジカルなタミール青年のうちには TUF と分れ、直接行動に出るものが出た。7月27日、自由党員のジャフナ市長のタミール人 A. Duraiyappah が2人のテロ犯人に射殺され、政府は警官を総動員し、200

人余の青年を逮捕したが、犯人はまだ捕われていない。ジャヤコディ国防外務省閣外相の報告によると、北部、東部ではテロ行為、列車妨害、石油探査現場の放火、銀行・食糧輸送強盗などの事件が相づつ、とくに黒シャツ団の動きが活発とされ、政府を苦しめている。これらはすべてタミール人の反抗とはいはず、失業青年の不満もある（ゴールでは1971年反徒へのきびしい刑罰に怒った青年暴徒が高裁判事の家を襲った）。また11月には犯罪捜査局はインドから送られた前 TUF 事務局長が執筆した「タミール人は国家を必要とする」というパンフレットを押収した。その他の野党ではスリランカ解放軍 SLVB は、4月には土地所有限度の5エーカーへの引下げについて統一国民党に働きかけ、12月には平等党の内閣不信任に同調した。

野党には政府の非常権限規制による政治行動への圧迫に対する不満が多く、その撤廃、緩和はたえず主張されている。国防外務省は政府系公団事業財産の治安上の不安から2月に Public Security Board 設置法案を提出しているが、これには与党の共産党、同党系の労組は反対している。

その他の事件 (1)選挙区画問題については、2月に憲法改正法案が通過し、1選挙区人口は9万人基準とされ、定員は151人から168人となった。これに基づき、選挙区画委員会が各政党、各地方の意見聴取を進めている。タミール統一戦線は北部州、東部州にセイロン・タミール人、西部州にインド・タミール人の代表議席を求め、統一国民党は人種基準の連記制に反対し、平等党、共産党は政府地方代表機関 Government Agent の勧告を重視しないよう要望した。

(2)1974年提出された資産、負債申告法は、1月23日通過し、8月施行規則が議会に提出された。政府は申告者の対象を警察、税関、税務署にも拡大した。申告期限は10月末までで、対象人員は約4万人、申告の審査が終るまで昇格、昇級をしないともされている。

対 外 関 係

1976年8月の非同盟諸国首脳会議に政治生命をかけているバ首相は、自らまたは代理を各国に派遣して参加交渉を行ない、また国際会議を利用してその宣伝に努めた。バ首相はジャマイカでの英連邦首相会議、ジュネーブでの ILO 会議、メキシコの国際婦人年大会に出席し、イラク、英國、ガイアナを訪問した。またコロンボでは列国議会同盟、ILO アジア地域会議、コロンボプランの会議が開かれ、ザンビア、メキシコの大統領、ユーゴ、パキスタンの首相が来島した。中ソとの等距離外交は守られ、英國とは、英國農園会社国有化補償問題が懸案とされ、米国とは、関係の改善が見られ、文化センターが開設され、米国軍艦のコロンボ寄港もあった。これと関連して、Diego Garcia 島の米軍基地拡大への報道は弱まった。

英連邦先進国との関係 英国、カナダ、オーストラリアは世銀主催の援助国会議に参加し、引き続きスリランカに援助を供与し、農業援助に重点をおいている。

英國農園会社の国有化を決意したバ首相は、5月初のジャマイカのキングストンでの英連邦首相会議で、ウイルソン首相と補償問題を討議した。この問題では英外務次官 D. Ennale の来島（3月）、英國高等弁務官代理 A. Ward、英國農園会社権益代表 Trevor Moy との会談（7月）、英連邦省次官 Ramphal の来島（11月）などがあった。また3月には英國のテレビにスリランカでの英國資本農園労働者の貧困な状態が放映され、波紋をおこし、英國商務省と下院議員代表が実情調査に訪れ、その結果が5月英國議会に報告されるという問題も生じた。

西欧諸国との関係 1974年から行なわれていた EC との関税交渉は妥結し、7月、プラッセルで調印され、最惠国待遇を受けることになった。西独とは2月に来島した経済協力省次官 Alwin Brueck と Embillipitiyu 製紙工場援助協定が結ばれ、4月には西独援助でできたアヌラダプラの農業機械化訓練センター開所式が行なわれた。オランダからは2月に国家教育センター理事 Evert Jongens が来島して教育援助を討議し、デンマークは畜産開発に2400万ルピーの借款を供与した（3月）。

米国との関係 バ首相は2月1日アメリカ文

化センターの開所式に出席し、4月20日サイモン財務長官が来島して首相と会談した。3月には小麦10万トンの余剰農産物援助、肥料輸入援助協定が結ばれ、対米関係が好転した。しかし5月1日のメーデー演説で平等党のペレラ蔵相は、1969年に米国大使館が余剰農産物見返資金の米国使用分から1500万ルピーを引出し、統一国民党の選挙資金に廻わしたと攻撃したが、米国大使館はこれを否認し、10月に野党はこの問題の特別調査委員会の設置を要求した。

また米国軍艦2隻が10月20日～11月3日コロンボ港に停泊した件について、平等党的シルバ議員（前農園産業相）は、バ首相に対しインド洋平和地帯構想の侵害でないかと質問した。なお与党共産党は12月フォード大統領の新太平洋原則等に関し、自由党に討議を申入れた。

日本との関係 3月にはスリランカ産業開発会社 SLIDCO と日本（沖縄）、西独とのバイナップル共同事業計画が報道され、4月には日本政府援助の Crow 島漁業訓練センターが開所し、5月には淡陶と Lanka Tile Ltd. との合弁事業が成立了。8月には日本赤軍のマレーシア・ハイジャック機が、コロンボ空港で給油したが、この件で福田副総理はバ首相に謝電を送った。外務省の招待計画で9月ゴパラワ議員（大統領の子息）、11月アヌラ（バ首相の長男）が訪日し、またジェトロの招待でバ首相の兄弟 Sevali Rattwate 貿易振興局長が来日した。

アジア諸国との関係 國際地域会議では、アジア住宅相会議（5月）、ILO アジア地域会議（9月）があり、スリランカは国際原子力機関東南アジア地域協力協定（6月）、アジア6カ国と相互決済協定（11月）に参加した。2月ゴパラワ大統領はネパールの戴冠式に列席し、3月カンボジアのシアヌーク派の Sarin Chhak 外相が来島し（4月スリランカはこれを承認）、バ首相長子アヌラは中国経由で北鮮を訪れ、外交関係を再開し、北鮮は農業援助を約束し、9月には S. W. R. D. バンダラナイケ・バッヂを1万個送った。これに対し7月に韓国外務次官の Shin yong Lho が来島し、漁業援助を申入れた。なお5月には連合戦線3党

のベトナム和平祝賀集会があった。

インド・パキスタンとの関係 インドとは畜産協力協定（3月）、貨物輸送討議（9月）等があり、11月にはスリランカの尿素肥料工場計画にインドは1億ルピーの借款供与に同意した。6月にガンジー首相がインド最高裁から違憲判決を受けた時、バ首相はこれを激励する親書を送り、7月与党の労働組合もガンジー支持声明を出し、共産党組合は中国のガンジー批判を反論した。パキスタンは農業援助、米の供給に協力したが、12月プラット首相が来島し、スリランカはこれを大々的に歓迎した。両国は共同声明で、合同経済委員会の設置、文化交流、中印紛争解決、インド洋諸国の集団安保などを明かにした。

中東・アフリカとの関係 1月、ザンビアのカウンダ大統領が来島し、2月、F. D. バンダラナイケ法相は首相の代理としてアルジェリア、リビア等に1976年非同盟会議への出席要請に赴いた。4月、バ首相はイラクを公式訪問し、外資法を制定し、外資を歓迎すると述べた。1月、クエート外国貿易・契約・投資会社の代表団の来島、5月、イランとの貿易協定調印、9月クエート開発基金の尿素肥料計画借款供与があった。なお2月にロンドン株式取引所経由で英國資本の Pelmadnlla ら3農園会社がサウジ・クエート・バーレン人各1人と香港華僑2名からなるシンジケートに買収された。これは農園地下の宝石埋蔵量を目的としたものといわれる。政府はこれを違法取引とし、4月農園（取得統制）移転法で収用した。

中国・ソ連・東欧との関係 中国はスリランカの輸入貿易で首位を占め、援助においても大きい地位をもっている。2月に中国貿易代表団と1975年米25万トン、ゴム5万トン交換、その他の取引を定めた貿易協定が結ばれ、11月イランガラトネ商相は北京に赴いて、1976年米20万トン、ゴム7.5万トンの協定交渉をまとめた。1月に北京はシンハラ語放送を始め、3月、北京に寄ったアヌラ・バンダラナイケに周恩来はポンプ等の贈与を約したとされ、同月中国援助で完成した2.5万錘の Pugoda 織維工場がバ首相の手で開工式を

げた。中国はウダワラウェでの養魚計画援助も約しており、11月には1年余をかけたギン・ガンガ洪水防止計画調査報告が中国チームによって提出された。なお10月には両国の共同海運事業が欧洲にまで延長され、協定ができた。

2月にソ連を訪問したM.セナナヤケ動力・灌漑相は、Samanalawewa 灌漑・発電事業計画の援助約束4000ルーブルをえ、8月にソ連調査チームが来島した。5月、文化交流協定が結ばれ、スリランカ共和国記念日にモスクワ放送はスリランカを賛賛した。8月のモスクワ派スリランカ共産党の第9回党大会にソ連はA.M. Shkolnikov を代表として送った。11月にはソ連客船がコロンボに入った。

その他東欧とは、1月にチェコ、ブルガリアと貿易協定が結ばれた。ユーゴは3月に貿易代表団を送り、貿易協定と250万ドルの信用を供与し、合同経済委員会の設置を定め、9月にはDzemal Bijedic 首相が来島し、スリランカの非同盟国首脳会議の支持を声明した。

経 濟 情 勢

1975年の経済は明るいものではなかったが、石油価格値上がりの直接的影響により混乱した1974年よりは緩和された。伝統的輸出品の生産も上がり、価格が10年来最高となったことが一つの理由であるが、増大した外貨収入も、食糧、原料の大きい輸入需要には不足した。米、補助食料の生産は洪水、旱ばつのため目標以下となり、食糧輸入が増大した。1972年土地改革法で収用した土地の開発が進められ、4.1万エーカーの新土地開発があったが、及ばなかったのであり、また粳米販売局の買上量は、買入価格引上げに拘らず、1973年2291万、74年2091万ブシェルとなり、75年1~10月の1067万ブシェルは予定より46.8%も低かった。このため政府は、小麦、米の輸入手当てもあったので、10月8日に1973年実施の米の輸送、販売規制を撤廃し、自由化を断行した。この結果買入価格ブシェル33ルピーを上回っていた閾値は各地で低落したとされている。

政府がたえず言明し、労組も要求した外資系資本または代理会社 Agency House 管理下の法人

会社農園土地の国有化は10月5日裁可の土地改革(改正)法によって実行された。

1973年より進められていた代理会社・ブローカー調査委員会の報告書が4月に提出され、政府はこれを公開していた(代理会社の農園産業支配状況は通商弘報1975年10月9~10日号を参考)。初めバ首相は1974年成立の会社(特別規定)法によって、外国会社を国内法人に登記変更させ、これによって規制することにとどめようとしたのであるが、平等党の強い主張で国有化実施に追いつまれたといわれる。そして国有化後の所管について自由党と平等党の対立が激化し、ついに連合政権の分裂、平等党閣僚の追放となつた(国内政治の項を参照)。収用された法人農園土地は232社、396農園、面積41.5万エーカー(茶29.2万、ゴム11万、ココナット0.8万)で、1972年土地改革法による茶、ゴム、ココナット面積を合計すると74.5万エーカーになる。収用農園の今後の問題は補償支払いと生産力の低下を防ぐことである。前者にはルピー払いかポンド払いかの問題があり、またエーカー当たり価値の評価に紛糾が予想され、スリランカが、ブルック・ボンド社の農園を買収した時はエーカー当たり47ポンドが一つの基準とされているが、これはインドなど農園市価の半分とされている。後者については従来の代理会社を当分雇用することになっているが、それを引つぐ国内管理運営能力の育成が問題である。

鉱工業については、政府が力を入れている石油探査はまだ明確な成果をあげていないが、2億トン有望説もある。工業生産は外貨不足による原料入手難は解決されていないが、交換性ルピー勘定の外貨自己保有率の引上げもあり、名目生産額は増大した。政府は野党に転じた平等党の批判を冒して、外資保証法の制定を急いでおり、外資歓迎の意向を明かしている。

財政赤字はまだ大きく、1975年補正後予算では25億ルピーとされたが、1976年はこれを19億ルピーに抑える予算を立てている。財政赤字のため政府債務は内外債とも増大している。政府は通貨増大を防ぐため、銀行の融資とくに政府系公団へのものを制限している。しかし農業、中小企業金融には配慮している。1975年の物価は1974年に劣らず上がり、労働者の不満のため、手当て引上げを

認めた。1976年の非同盟国首脳会議を前に、コロンボ国際空港への道路拡張が行なわれており、セイロン海運公社の船腹、輸送量は増大し、観光ホテルの増設も続いている。英國灯台会社と行なわれた交渉は妥結し、1976年1月よりスリランカ海軍の管理となる。

総生産 1974年のGNPは名目価格では73年の19.6%に対し30%も大きく伸びたが、これはもちろんインフレのために、実質価格での成長率は3.4%で、73年の3.5%より少なかった。そして1971年の0.9%、72年の2.5%よりは改善されたが、1972~74年の5ヵ年計画前半3年の目標成長率5.1%に及ばなかった。ただ人口増加率が1.6%と低くなつたので1人当たり実質所得は、1973年の784ルピーから801ルピーとなり、2.1%の伸びとなつた。1975年の実質成長率について、F.D.バンダラナイケ蔵相は3.4%と74年と同率と見、76年には5%に改善されようとしている(統計第1表)。

1974年の成長率不振は、国民経済の主柱であるプランテーション部門の減産と、程度はやや落ちるが、鉱業・工業の生産減のためであった。しかし農業では糀米の増産が大きく、茶、ゴムの減産を補なつた。糀米生産は1973年の6300万ブシェルから、74年は7680万ブシェルと1970年来の新記録となつた。これに対し茶は4億6600万ポンドから4.5億ポンドに、ゴムは3.4億ポンドから3億ポンドに落ちた。ココナット生産は19.4億個から20.4億個と増産になつたが、これは1973年が天候不良による38%の減産からの回復によるためにすぎなかつた。しかし1975年は茶4.7億ポンド、ゴム4.4億ポンド、ココナット3.3億個と増産が見こまれてゐる。ただ米はヤラ作の不作で5300万ブシェルと1974年より2380万ブシェルの減が見込まれてゐる(統計第3表)。政府は米買上げの不振と買上価格引上げが財政難で困難なことから、10月に米の移動・所有の自由化を断行し、自由米価格の引下げを促進し、退蔵米の市場流通拡大をはかることにした。

工業生産額は1973年の27.6億ルピーが、74年は40.9億ルピーに増大したが、これは物価上昇のためで、実質生産は減少し、GNPに占める地位も

低下した。輸入原料依存度が高く、輸入外貨割当てが圧縮されたので、民間工業の操業率は1974年平均40%であったが、完成工業品の高値から消費者の買控えによるストック増も一因であり、政府系産業公団の生産も、外貨割当てで有利であったが、操業率は61.5%であった。また公団は製品価格を引上げたが、品質向上、経営の改善に進歩はなかった。1975年1~6月で見た年率工業生産額は名目49.7億ルピーに増大し、全体の操業率は74年の40.2%から54.7%に増大している。

1974年の西独、クエート訪問で、外資保護の不備を指摘されたバ首相は、開発途上国の外資法を参考とした法案の作成を1975年初より進め、その内容については新聞報道がしばしばあるが、正式草案はまだ公表されていない。政府関係筋の発言では、1972年の外資政策声明を法制化したものとしている。公表の遅延は、野党平等党や労組の資本主義への屈服とする批判を考慮している点もあるが、企業取得法との関連もある。企業取得法は政府の判断で企業を収用できることを規定しているが、収用の理由、補償その他について明確な規定がない。1975年にもこの法律によって国内タイル会社2社、一部外資のコロンボ水道・ガス会社が収用された。ただ政府はこの法律は既存の投資に対するもので、新しい認可投資に関しないと弁明している。12月3日計画経済省は外資歓迎の分野を明かにし、①黒鉛、イルメナイト、小麦ふすま、ヤン繊維等の鉱工業品輸出、②新工業品輸出(ソース、ピクルス、脂肪酸等)、③新農業品輸出(パイナップル、パッション・フルーツ等)、④農業品輸出(肉桂、胡椒等)、⑤漁業輸出(えび等)、⑥観光業としている。

財政・金融 1974年の歳入は当初見積比約7.5億ルピー増の48.6億ルピーであった。增收となったのは、FEEC収入、取引高税、法人所得税、輸出税などで、輸出税は2.8億ルピーの增收であった。経常支出は当初予算39.2億ルピーに追加予算7.9億ルピーを加えて47.1億ルピーであったが、支出節約、前貸勘定を調整した実支出は45.5億ルピーになり、経常とは3.1億ルピーの黒字となつた。追加予算は、肥料、ミルク輸入価格値上がりによる食糧補助の増額、公務員給与引上

げによるものであった。他方、補正後の資本支出は支出節約、減債基金繰入れを含め18.6億ルピーあり、財政赤字は15.5億ルピーであった。資本支出はオーベルロイ・ホテル、マスケリオヤ第2期事業等が主であった。1975年予算の修正見積りによると、歳入は当初比微増の49.2億ルピーに対し、経常支出は1.7億ルピー増の50.4億ルピーで、1.1億ルピーの赤字に転じ、資本支出24.1億ルピーを加えて、財政赤字は25.2億ルピーになる。歳入の伸びの不振は輸出税収減、不況による取引高税収減によるものである。財政赤字は内債発行、外国援助、行政借入れで補てんすることになっている（統計第6～11表）。

1976年予算は歳入56.3億ルピー、経常支出52億ルピー、資本支出23.3億ルピー、歳出合計75.5億ルピー、財政赤字19.2億ルピーを見込んでいる。歳出の主要費目は人件費18.5億、食糧補助8.9億、公債利子8.3億、年金3.1億、公債償還6.4億、開発支出22.9億ルピーと分れる。とくに食糧増産費は2倍になった。新任のバンダラナイケ蔵相は、前任の平等党ペレラ蔵相と対照的に総選挙を意識した新措置を提案した。小麦粉、パンの価格は据置いたが、有料配給米価、配給外砂糖価格引下げ、合成繊維品に新統制価格実施、布地、スポーツ品、ミシン等の取引高税引下げ、月収800ルピー以下の公務員、公団職員、民間大企業従業員への15ルピー手当て支給、個人所得税免税限度の引上げ、最高所得税率の引下げ、夫婦の合算所得の一部免除、短期雇用者の課税廃止、強制貯蓄と所得最高制限の廃止、法人の特定投資への税の払戻し、綜合償却、開発リベートの存続、独禁法立法、労働者の利潤参与、雇用、輸出、生産の拡大をする法人に対する減税、ココナット産物の輸出税、薬品・トラクターの輸入税免除を提案し、他方タバコ、リキュールの消費税引上げ、宝石取引課税を言明した。

財政赤字補てんの内外借入れ増で、政府債務はふえ、1973年末総額102.8億、74年末110.2億、75年9月末124.3億ルピーとなった（統計第12表）。1975年8月末内債統計100.9億ルピーのうち30.7億ルピーが銀行借入れであり、外債合計36億ルピーは、国際機関は5億、援助グループ25.5億、共産圏5.5億ルピーと分れ、援助グループの地位は

高い（統計第13、14表）。

1974年1～9月中平均通貨供給量は73年比で4.5億ルピー、18%上回ったが、1973/74年末現在高の比較では9.4%増加で、1972/73年の増加率12%より低く、また1974年12月から75年9月間の増加率は2.4%であった。1974年の通貨供給増加1.7億ルピーの主因は、市銀の対民間信用4.3億、市銀の対政府産業公団信用6.4億ルピーにあった。公団の融資需要は輸入原料価格の値上がりと経営赤字を埋めるため増大したのである（統計第16表）。5月に中央銀行は市銀に公団融資を制限するよう指令を出した。他方、6月に中銀は1974年5月実施の銀行信用規制措置を廃止し、新たに74年12月末水準をこえる非必需品、投機的行為への信用供与規制を命じた。

なお人民銀行の預金量は6月にトップになったとされ、7月に中央銀行は、中小企業、住宅建設への低利融資計画に着手した。また11月7日バ首相は、代理商社のロンドンでの茶、ゴム輸出品のせり、販売に関する送金その他の金融業務をバンク・オブ・セイロンとのみ行なうよう命じ、外銀との取引を禁止したが、これは実質的な銀行国有化であると述べた。

貿易・国際収支 1974年の輸出は73年の26億ルピーから35億ルピーにふえたが、輸入が、27億から47億ルピーに増大したので、貿易収支赤字は1.3億ルピーから12.6億ルピーにハネ上がった。これはインフレによる輸入商品価格上昇のためにあるが、1975年1～8月でも貿易赤字は12.7億ルピーとなっている。1974年の輸出商品構成は茶・ゴム・ココナットの伝統的商品の支配的地位は変わらないが、宝石、鉱工業品の伸びも続いている。輸入商品は依然として消費財が50%を占め、米・小麦粉等の食料の輸入が大きく、1975年は米の輸入が不作のため予想以上に増大した。貿易相手地域では非英連邦、EC、東欧、エカフエ地域との取引が増大し、中国は輸出の2位、輸入の首位を占めた。わが国の対スリランカ貿易は1974年には輸出は73年の2600万ドルから6778万ドルに拡大したが、輸入は逆に3669万ドルから3060万ドルに減じた（統計第17～21表）。

1974年の国際収支経常赤字は新記録で、きびし

い輸入削減に拘らず、輸入品価格急上昇のためもたらされたのである。ルピー価格で見た外貨資産は増大したが、ドル価格では減じている（統計第22表）。経常赤字はIMFや援助グループ援助で埋められても、慣性的に依存した短期信用、供給者信用の返済のため、またこれら短期借り入れ依存が繰り返されている。計画経済省は1975年の経常赤字19.3億、資本支払い13.4億、合計赤字32.7億ルピーと見たが、11月のバシク相財政演説は経常赤字は12.8億、資本支払い6.8億、合計赤字を19.6億ルピーと低く見ている。そして両者ともこの赤字金融に長期資本援助、贈与の増大を望んでおり、短期借り入れをさけようとしている（統計第24表）。ただ短期信用は、緊急食糧輸入必要のため増大した点がある。1972年末と74年末で、短期信用残高は2.9億から4.9億ルピーに、供給者信用は0.9億から5.2億ルピーにふえた。

なお、10月に中銀はインド、バングラデシュ、パキスタン、イラジ、ネパールの中銀と相互多角決済協定を結び、11月より実施した（石油品、通過貿易などは除かれる）。

物価・賃金・労働争議 1974年の物価上昇率は73年を上回り、輸入品、国産品を問わず現われた。基本輸入食糧価格は1973年に高くなっていたが、74年はかつてない高さとなった。そして輸入インフレが全体の物価体系にひびき、国内製品、サービスも値上がりさせ、経済活動に高い価格作用を及ぼした。現実の物価上昇率を反映しないとされるコロンボ市生計費指数でも、総合上昇率は1973年の9.7%に対し74年は12.3%となった。1975年1~9月平均は74年同期比9%上昇を示している（統計第23表）。この指数に入っていない消費財は指数に入っているもの以上に上がった。異常な物価上昇は、スリランカの高い輸入依存のために、石油値上がり以来の外部世界の激しいインフレ圧力をモロに受け、これが波及して国内産品、サービスに影響し、さらに必需品、サービス値上がりは、賃金アップ要求となって現われ、賃金と資材費の上昇は、国内農産物、工業品価格を引上げたのである。

1973年10月の政策転換で、政府は食糧補助の一部を消費者に転化する方針をとったが、74年には

この政策をさらに進めることは異常な上昇率から見て不可能となった。しかし政府公団、鉄道、バス運賃は、値上げせざるをえなくなった。1975年に入ても、タバコ値上げ（2月、10月）ミルク値上げ（9月）が行なわれた。

基本消費財の価格抑制と適正分配のため、政府は輸入を政府公団に扱わせ、配給を協同組合を通じて行なうことについていたが、協組の欠点のため分配は円滑に行かず、市場価格が値上がりした。代表的な例が合成繊維品で、1月工業省工業規制局長G.Seneviratneは7年前250万ルピーを投資した一合織会社が145~581%の利潤をあげたし、レーヨン・合織メーカー協会会員18社は1974年からとくに好調で、700万ヤードの合織品のうち120万ヤードのみを福祉団体、協組に供給し、他は民間へ流して巨利をえたと述べ、シャツ類は協同卸売機構CWEのみに扱わせるとし、7月から民間20%，協組80%の扱いを、全部協組に渡すよう命じた。また12月7日、スパンハ工業相は、場合により合織業国有化措置も考えると述べた。

政府は労組の強い要求もあり、物価委員会設置法案を提出し、11月議会を通過したが、平等党議員はこれでは効果はないと批判した。10月、政府は米の所有・移動制限措置を撤廃し、このため各地の自由価格は下がったとされ、11月の財政演説でバシク相は有料配給米価、配給外砂糖価格の引下げ、合織系の輸入税引下げ、手織サリー、綿布地の取引高税引下げ、合織品の安い新統制価格設定と協組での販売を明かにした。政府は企業に価格引下げを要請し、国家織維公団の国産繊維品、工業省のマーガリン、練乳磨、ミシンの値下げ新価格、国営貿易公団の鉄鋼製品値下げ、民間会社の石鹼値下げが11~12月に出されたが、問題は現物の供給が十分に行なわれるか否かで、合織品の協組店頭販売は、数日で中止されるという事態であった。

物価上昇で実質賃金は低下した（統計第25表）。政府は1974年4月労働者、下級公務員の賃金を引き上げたが、1975年に入ても労働者の不満は強く、主要労組を集めた政府系の労組機関合同委員会JCTUOは、1973年以来要求した28項目の実施と月当り賃上げ25ルピーを要求して、1月31日ゼネストを計画し、非加盟労組も同調の動きを示し

た。政府は財源問題で苦慮したが、ゼネストを中止させ、25ルピー賃上げを4月から認めることにした。しかし民間経営者団体は公務員はともかく、民間には余裕がないと反対し、とくに中小企業のそれは強かった。

1974年の労働争議は公式統計では、件数、参加人員、喪失労働日とともに1973年に比し大幅に減じた（統計第26表）。しかしこれは政府の介入でもみ消されたものが多いためと言われる。1975年では、2～4月にかけて、予防医療職員、看護婦、登録開業医協会 RMP、政府医師協会 AMP 所属医師のサボがあり、賃上げ要求、就業規則反対などの理由であった。エア・セイロン従業員も25ルピー賃上げを求めて3月に1日ストをし、11月に政府学校教員の8組合は教員給与引上げ勧告案を不満として1日ストを計画し、バ首相の説得で中止した。その他、税関組合員の昇進停止の紛糾（8月）、民間ウエラワテ紡織の1400人一時解雇問題（11月）があった。

政府と JCTUO との1972年末の懸案に労働者憲章 Worker's Charter（正式には Contract of Employment）の制定がある。これは6ヶ月以上作業した者の常勤化、労働長官の許可のない解雇、経営者の変更の禁止等を定めるもので、政府はメーデー前の4月29日白書を発表したが、範囲が狭まつたなどの労組の批判、また経営者団体の不満もあり、内容の改正が進められており、まだ立法化されていない。

バ首相は12月に1970年来30万人の雇用を開拓したと述べたが、職業安定所での登録求職者数は1973年末47万、74年末51万、75年6月末52万と減じていない（統計第27表）。

社会文化情勢

1975年初頭は乾燥帯中心に旱ばつが3月まで続き、他方、1月ヌワラエリア、5月ラトナプラに水害があり、政府は救済支出にせまられた。

司法省は北部、東部の裁判所での英語使用抑制を命じ（2月）、また1976年1月から北部の裁判所でタミール語使用を定めた（12月）。なお茶、ゴムの生産、貿易統計にメートル法が4月から使用されることになった。

産児制限努力は成果をあげ、10月には出生率が1.4%低下し、3.4%から2%になったと発表された。

教育では、普通教育には、理論よりも実務中心とするため行なわれた制度改革に基づく最初の普通教育修了証明書 National Certificate of General Education 試験が行なわれた。マームド文相は2月に第2期教育改革の着手にかかると述べた。その提案によって国家学生問題審議会 Notional Advisory' Council on Students Affairs が設けられ、バ首相の長男アヌラ等が委員となった。1974年からの懸案である大学入学選抜方式は国家計画審議会の社会資本・マスメディア・交通部門委員会（ケネマン委員会）の勧告をまつことにされたが、スリランカ大学コロンボ・キャンパス科学教員協会、大学科学教員協会、全セイロン・回教教育会議から委員会に意見が提出され、回教徒会議は50%を言語メディア別（シンハラ語36%，タミール語14%）、50%を県別に割当てるよう求めた。ケネマン委員会は入学資格者の過大なことから、2部授業、各県に優秀学校 Schools of Excellence を設置するなどの案も考慮したとされ（4月）、10月に政府が受入れたケネマン委員会の勧告は、70%を成績基準、30%を県別（地域）とし、県別割当てのうちの50%は教育のおくれた地区（アムパライ、アヌラダプラ、パドラ、ハンバントタ、マナル・モネラカラ、ヌワラエリア、ポロナルワ、トリンコマリ、バブニア）に保留する等であったという。

学生問題としては、1974年2月にビデヤランカラ・キャンパスでの学生の数学教授への暴行事件で政府は、3月に調査委員会（V. W. Kularatne 委員会）を設けた。7月に委員会は、暴行有罪学生的退学、学内事件への警官出動を勧告した。5月にペラデニア・キャンパスで女子学生が他の学生にいじめられ、入院する事件がおこり、政府は総長と教授2名を更迭したが、学生は総長の復職を要求して、対立した。政府は警官を送り、大学を包囲したので、学生は警官引揚げまで復学しないとし、他のキャンパス学生も同情ストに入った。この事件は平靜化に1ヶ月を要したが、政府は10月にキャンパスの秩序維持のため長らく休眠状態の Board of Residence & Discipline を活用することにした。なお10月にマームド文相はセイロン

大学法改正法案を発表したが、各キャンパスから学問の自由を心配した反対があったので、12月にさらに修正を加えた法案を出すことにした。その他ジャフナ・キャンパスのマスター・プランが3月に完成し、1980年までの6年間に施設を充実し、150万ルピーで校舎を作り、3000人の学生を収用することを予定した。またマームド文相は、在家僧侶のための Privena School 法案を11月議会に提出したが、5団体がこれは憲法に違反すると、憲法裁判所に訴えた。

その他、大学の科目多角化のため、政府はペラ

デニヤ・キャンパスに5.5万ルピーを交付して、プランテーション作物の基本的評価コースを設けることとし、またマームド文相は、高等教育の教授課目に「社会主義原則」を加えると述べたが(5月)、これにも反対意見が出されている。

公務員の債務救済は1974年からペレラ前蔵相によって述べられていたが、3月に Credit Council Bill が公示され、6月、議会を通過した。これは公務員に一定の積立てをさせ、低利で融資するもので、高金利借入れの負担を肩代りする役割のものである。

重 要 日 誌

1月

1日 バンダラナイケ首相、国際婦人年の自覚と大胆な食糧増産の遂行を要望。

♪F.D. バンダラナイケ自治相、地方選挙と総選挙とを同時に行なう法案の作成に着手と言明。

♪タミール統一戦線 TUF、選挙区画委員会にインド系タミール人の議席も要求。

2日 パーチャ靴会社の70日スト解決。

♪マームド文相、アラブ諸国訪問より帰国。6.7億ルピー援助確定と語る(6日)。

8日 ♪Katana 地区補欠選挙。野党統一国民党 T. Wijayapala Mendis 与党自由党の D. J. Fernandopulle を破り、当選。

♪イランガラトネ貿易相、プラハでチェコと1975~79年貿易協定調印。

9日 ♪グナワルデナ運輸相、エア・セイロン総裁に主任パイロット G. E. Ferdinando の再雇用を命令。

10日 バ首相、食糧行動委員会を任命。ヤラ作に土地、水資源の総動員を命令。

11日 ♪イランガラトネ貿易相、ルーマニアと貿易協定調印。

12日 ♪会社(改正)法7月1日より全面施行に決定。

15日 ♪バンダラナイケ国際研究センター開設式。バ首相出席。

♪農業省、セイロン開発金融公社、米国 Brittons Bros (25% 出資) の3者合弁大豆農場計画1500万ルピー協定交渉進行。

♪コロンボ市ペター卸売商組合は乾しどうがらし1ポンド20ルピーの高値の危機を物価統制官に陳情。

16日 ♪西独外務次官 W. Gehlhoff 来島(17日帰国)。

17日 ♪貿易(織物)公団、中国製ポプリソ 100万ヤードを学童用に輸入放出。

18日 ♪食糧計画班、湿润帯荒地2.4万エーカーの米作事業を首相に勧告。

19日 ♪イランガラトネ貿易相、ソ連貿易の50%増の交渉成立と語る。

♪労組機関合同委員会 JCTUO、新聞廣告で物価上昇に抗議。

♪平等党系セイロン労働連盟 CFL、1974年11月16日の集会は合法手続きをとったと首相に回答。

♪クエート外国貿易契約投資会社 KFTCIC の代表団、セイロン商業会議所、F.D. バンダラナイケ行政兼

司法相と投資計画を討議して、先週帰国。

21日 ♪JCTUO、31日のゼネストを協議。1カ月25ルピー手当要求など。

♪セイロン開発金融公社 DFC、第2世銀 IDA より400万ドル信用枠を獲得。

♪乾しどうがらし、カード制で、1家1ポンド15ルピーで配給を決定。

♪粳米壳渡し所得免税公示。

♪セイロン商業労組 CMU、31日のスト参加、政治犯釈放、弾圧立法廃止要求を決定。

22日 ♪セイロン大学コロンボ・キャンパス再開。

♪政府、JCTUO の要求を検討。

♪中国、ウダワラウエ養魚事業に500万ルピー援助。

♪ヌワラエリア地区大洪水。

♪統一国民党プレマダサ、米8ポンド配給を約束、1975年総選挙を要求。

23日 ♪S. W. R. D. バンダラナイケ財団法案通過。

♪セナナヤケ灌漑電力相、ワラウエ・ガンガでのサマナラウェワ計画の討議を終えて、ソ連を離国。

♪National Workers Congress スト反対表明。

♪ジャヤコディ国防外務閣外相、英國 Sunday Telegraph 紙の1971年反乱事件5000人死亡記事を否定。1342人と語る。

♪北部で逮捕の青年23人釈放(残り19人)。

♪車両被徴発者、政府告訴機関設置。

24日 ♪平等党青年連盟31日にスト参加声明。

♪統一国民党系組合 Jathika Sangamaya スト問題で会合。

25日 ♪バ首相食糧生産基金設立。ナウル大統領 H. de Roburt 5万豪州ドル寄付。

26日 ♪学者、税専門家チーム、政府に減税を勧告。

♪Railway Board 設置法案提出。

♪ザンビア大統領 Kanuda 来島(29日帰国)。

29日 ♪バ首相、JCTUO 幹部と会見。JCTUO 31日スト中止決定。

♪モスコーソ連と経済技術協力協定調印。

31日 ♪中国貿易使節団、李強貿易相ら来島。

2月

1日 ♪バ首相、アメリカ文化センター開所式に出席。

2日 ♪National Science Council 設置法案提出。

♪統一国民党事務局長 M. C. M. Kaleel 経理局長に

Tissa de Alwis 決定。

▶インド、スリランカ研究センター設置で両国文相合意。

4日 ▶F. D. バンダラナイケ法相、裁判所での英語使用抑制を通告。

▶中国との貿易協定調印、米25万トン、新聞紙・豆等の供給取引額10億ルピー。

▶国防外務省、回教徒に差別待遇なしと声明。

6日 ▶ペレラ蔵相、JCTUO 幹部と会見。労働者手当で財源問題を協議。

▶カンケントライ補欠選挙。C. J. V. チエルバナヤカム（タミール統一戦線）再選。自由党立候補なし。

▶セナナヤケ灌漑電力相、灌漑計画にソ連援助4000万ルーピー有望と語る。

▶セイロン使用連盟 EFC、公務員なみ25ルピー手当で不可能と蔵相に通知。

7日 ▶統一国民党、党青年連盟書記長 K. Kodithuwakku とアタナガラ地区立候補者 R. P. Suriyaperuma を運営委員会より除外。

8日 ▶英國登記 Pelmadulla 系3社の1万エーカーの茶・ゴム農園をロンドン取引で、サウジ・アラビア・クエート・バーレン・香港のコンソーシアムに売却。

▶バチカロア、鉄道スト終る。

11日 ▶アメリカと肥料輸入と技術援助800万ドル借款協定。

▶選挙区人口基準を7.5万より9万に改正する憲法改正案、議会可決。

12日 ▶ペレラ蔵相閣議で25ルピー手当支給承認を求む。

13日 ▶西独経済協力省 Alwin Brueck 次官来島。

▶外国会社（特別規定）法、State Mortgage & Investment Bank 法、Tea Board 法議会通過。

16日 ▶バ首相、西独援助のアヌラダプラ機械化訓練センター開所式出席。

17日 ▶オーストラリア、農業ポンプ8万Aドル寄付。アジア開銀、衛星通信受信所に250万ドルを追加援助。

18日 ▶統一国民党院内議員総会、ジャヤワルデナ総裁の議員辞任、総選挙要求を承認。

19日 ▶ゴパラワ大統領ネパール国王戴冠式へ出発。

20日 ▶学生問題諮問委員会任命。

21日 ▶ケラニ河域鉄道廃止決定（4月撤去）。

▶西独とエムビリピティヤ製紙工場拡張援助協定（1200万マルク）調印。

▶企業収用法で Vijaya Tile Ltd. を収用（陶磁器公団に経営を委託。7月24日公社所有に変更）。

22日 ▶首相長子アヌラ、計画経済省顧問に就任。

24日 ▶国防部外務省勧告で Security Board 設置決定。

▶企業収用法で Colombo Gas & Water Co. を収用（セイロン石油公社が経営）。

25日 ▶政府医師協会 GMOA 卒業後の海外研修を認めねばスト決行と声明。

26日 ▶野党統一国民党ジャヤワルデナ、新憲法を起草すると演説（バチカロア）。

27日 ▶自由党青年連盟、第三世界との連帯を強調。

28日 ▶バ首相、1977年まで総選挙せずと言明。

3月

1日 ▶1974年2月ビディヤランカラ・キヤンパスの数学教師暴行事件調査に V. W. Kularatne 委員任命。

▶統一国民党臨時総会、ジャヤワルデナの行動支持を決定。

▶インド、スリランカ阿片密輸網手入れ。

▶タミール統一戦線議員は辞任せと決議。

3日 ▶物価問題委員会、監視機関設置立法を勧告。

▶コロンボ市病院看護婦就業規則反対スト。

4日 ▶Crédit Council Bill 公示（組合員は月収の1%を拠出。融資を受ける）。

▶アヌラ、北鮮、中國訪問へ出発。

5日 ▶農園の不法売買は1972年農園（移転・取得統制）法で収用と政府発表。

▶コロンボ市看護婦スト中止。

▶無所属議員ダハナヤケ、V. バラウエガヤ、ジャヤワルデナの行動支持表明。

▶統一国民党プレマダサ、政府の *Dovasa* 紙停刊緊急規則を批判。

6日 ▶インド・スリランカ畜産計画など経済協力協定。

7日 ▶映画公社、映画製作用フィルム配給は2時間半以下のものに限ると通告。

▶看護婦就業規則調査。

8日 ▶ジャヤワルデナ、ジャフナ等北部へ3日間遊説に出発。

9日 ▶ジャフナでの統一国民党集会妨害で混乱。

▶全セイロン仏教徒会議 ACBC 会長、A. Edirisinghe 選出。

10日 ▶連合戦線3党共同計画を1977年選挙に備えて補足（食糧増産と配給増量など）。

▶北中部州の旱ばつほぼ終る。

▶アヌラ、ピヨンヤン（平壌）着。

11日 ▶全セイロン回教徒教育会議、大学入試に成績50%，地方国税局区分50%の割当てを要望。

13日 ▶刑事特別裁判所、外資違反で前総督 Sir Oliver

Goonetileke (ロンドン在住) を召喚。

▶F.D. バンダラナイケ法相、アルジェリア、リビア等訪問より帰国。

▶バ首相、中国援助の Pugoda 繊維工場開工式に出席。

▶タミール統一戦線 TUF の A. Amirthalingam 統一国民党のジャナ集会に関係せずと言明。TUF 委員会 K. W. Devanayagam を統一国民党に近づいたとして除名。

16日 ▶地下水調査を拡大。

▶政府病院予防医学職員スト続く(20日終了)。

▶教員組合 S. L. Jathika Guru Sangamaya 教員給与について教育省に抗議。

17日 ▶アジア住宅共同計画準備委員会開く。

18日 ▶ユーゴ貿易使節団 A. Simitliev ら来島(21日 250万ドル信用供与協定)。

▶北京で周恩来、アヌラと会見。350台の10馬力ポンプ寄贈を約束。

19日 ▶紅茶、野菜の鉄道運賃引下げ。

20日 ▶刑事特別裁判所判事辞表提出。(22日新判事任命)。

21日 ▶ソ連映画監督 V. Zelaveikus 共同製作を提案。

▶スリランカ航空運輸組合、エア・セイロンに手当25ルピー引上げ要求。3便欠航(24日正常化)。

22日 ▶日本、西独とスリランカ産業開発会社と SLID Co. パイナップル栽培の合弁事業(275エーカー)。

▶アヌラ、金日成と会見、北鮮は農業援助に700万ルピーのトラクター等供与約束。

24日 ▶1971年石油会社国有化補償の支払問題をシェル・エッソと討議。

25日 ▶米国と余剰農産物 PL 480号借款2450万ドル。他に肥料、技術供与 800万ドル協定調印。

▶英国外務省 O. Ennals 次官、茶農園問題で H. M. Navaratne と会見。

26日 ▶民主労働会議 DWC、農園労働者への25ルピー手当要求。セイロン労働会議 CWC、國家プランテーション公社、セイロン農園経営者連盟に茶 1 ポンド当たり15セントのボーナス要求。

▶保健省、医者に投薬節約を要請。

27日 ▶セイロン大学ジャフナ・キャンパス、6カ年マスタートップ完成(1980年まで3000人収容)。

28日 ▶米国通商法、スリランカが最惠国待遇。

31日 ▶保健省、登録開業医協会 RMP、政府医師協会 AMP 所属医師サボに警告。

4月

1日 ▶コロンボで列国議会同盟 IPU 会議開く。

2日 ▶シアヌーク派カンボジア外相 Sarin Chhak 来島。

3日 ▶Pelmadulla グループのロンドンでの買収農園1万エーカーを政府収用。

▶国際司法裁判所 T. S. Fernando 判事就任。

▶保健省、RMP、AMP 医師に7日までのサボ中止命令(7日中止)。

7日 ▶バ首相、日本援助の Crow 島漁業訓練センター開所式に出席。

9日 ▶パリで世銀主催、スリランカ援助会議。日本45億円を約束。

▶シルバ農園産業相、Rajawella Holding Plantation 社のロンドンでの農園移転取引調査を命令。

▶ソルガム、とうもろこし保証買入価格トン1500ルピー。

▶インドのドラビダ進歩同盟 DMK、スリランカ TUF の S. J. V. チェルバナヤカム78歳誕生日を祝い、タミール人保護を求む。

▶チリーのアジェンデ政権時代の閣僚 Bobble 将軍來訪。

10日 ▶代理商社調査報告 Royal Commission of Inquiry into Agency House and Broking Firm 発表決定。

▶西独、アヌラダプラの農家機械化訓練センターにサイクル300台、ポンプ27台寄付を約束。

13日 ▶バ首相、シンハラ新年メッセージ、総選挙は1977年5月22日と断言。

▶代理商社調査委員会、政府機関 Plantation Management and Service Board を設け、代理商社業務の移管を勧告。

20日 ▶サイモン米国財務長官来島、バ首相と会見(22日帰国)。

▶ハンバントタでも石油調査。

22日 ▶バ首相、ジャマイカの英連邦首脳会議へ出発。

▶Pelmadulla 農園収用事件で、会社代表来島、政府に抗議。アラブ諸国に介入求むと語る。

23日 ▶野党各党土地改革を5エーカーに改める議員立法提出。

▶スリランカ解放軍 SLVB の P. グナセケラの土地改革5エーカーの動議を討議。

24日 ▶バ首相イラクを公式訪問(26日非同盟諸国会議支持の共同声明、バ首相、記者会見で互恵的外資にオープン・ライセンスを与えると言明)。

▶配給外砂糖価格1ポンド7.5ルピーに決定。

▶英国より無利子借款25万ポンド。

25日 ▶オーストラリア、食糧増産はポンプ(218万ルピー)寄付。

27日 ▶ペサライに試験的油井第1号開く。

28日 ▶バ首相、ジャマイカ着。

29日 ▶政府、労働者憲章 Workers Charter 白書発表。

5月

1日 ▶各党メーデー集会。平等党ペレラ蔵相、米国大使館は余剰農産物見返資金を統一国民党援助に利用と攻撃。統一国民党ジャヤワルデナ、社会主義的政策への移行を表明。

2日 ▶バ首相、英連邦首相会議で紅茶価格安定を要求。

▶日本淡陶と Lanka Tile Ltd.との提携事業交渉。

4日 ▶アヌラ、自由党の統一国民党との提携説はデマと否認。

5日 ▶統一国民党、ジャマイカのバ首相にインド洋沿岸諸国会議開催努力を要望。

▶サルボダヤ運動の A. T. Ariyaratne 米国資金悪用調査委員会を要求。

▶ペレラ蔵相、金の密輸調査を命令。

▶クアラルンプールで天然ゴム生産国団体会議(9日まで)。

▶バ首相、英連邦首相会議で頭脳流出抑制協力を要請。

7日 ▶ラトナプラ洪水(死者9人)。

8日 ▶米国大使館、見返資金悪用説を否認。

▶マームド教育相、高等教育に社会主義原則、文化遺産の必須課目を設ける案を検討と語る。

9日 ▶統一国民党、ジャヤワルデナ議員辞任後も総裁不選出と決定。政府筋は辞任する議員の再立候補資格剥奪案を検討。

▶M. セナナヤケ首相代理、ジャフナでターミール人の統一協力を求む。

10日 ▶輸出見本市終了。合計3万人入場。

11日 ▶政府、英國登記3社と農園3299エーカー買収交渉。

▶中央銀行・市銀に対公社融資の制限を命令。

12日 ▶F. D. バンダラナイケ首相、國の地方事務所 Kachcheries の機能を食糧増産、経済開発に改め、税の徴収業務を銀行に委せる改革構想を語る。

▶トルヒリア国営紡織工場ストの恐れ。労組機関合同委員会 JCTUO とセナナヤケ首相代理会見。

13日 ▶ジャヤワルデナ議員辞任。

16日 ▶大蔵省、中央銀行理事会に政策変更に蔵相の許可必要と通告。

可必要と通告。

▶全国学生問題会議、大学在学生の実地研修4ヶ月、教室勉学2ヶ月を提案。

▶タミール統一戦線、5月22日不服従運動を決議。

19日 ▶コロンボ市でアジア住宅相会議(21日まで)。

▶ペラデニヤ・キャンパス農学部に3ヶ月の農園経営コース新設。

20日 ▶バ首相、英連邦首相会議より帰国。

▶肥料価格補助50%削減。

23日 ▶バ首相、アジア開銀総裁井上四郎と会談。

27日 ▶イランと経済協力合同委員会会合(イラン代表 Farook Nadjmabadi と、29日貿易協定調印)。

▶エア・セイロン総裁 Sam Silva 辞任(28日後任 D. B. L. F. S. Siriwardene 決定)。

28日 ▶文化財流出防止委員会成立。

▶セイロン仏教徒会議 Sasana 保護立法要求。

30日 ▶ソ連と文化科学交流協定調印。

▶イランガラトネ貿易相、シルバ農園産業相、マレーシアの Datak Musa Bin Hitain とゴム・バッファー・ストックで討議。

6月

1日 ▶ペラデニヤ・キャンパス、女子学生の傷害事件で閉鎖命令。

2日 ▶連合戦線 UF 3党、ベトナム勝利祝賀集会。

▶アラブ連盟、PLO 代表 Gamal el Sourani Permanent 来島。

4日 ▶政府、ペラデニヤ・キャンパス総長を更迭。

5日 ▶統一国民党、コロンボ南区補欠選挙での反党活動で J. R. P. Suriyaperuma らを除名。

▶ペラデニヤ学生組合、前学長の復帰と警官のキャンパス退去の要求提出。

6日 ▶労組機関合同委員会 JCTUO 全国代表者会議、外国銀行国有化を要求。

8日 ▶バ首相、ジュネーブ ILO 総会に出発。

▶アヌラ、ワシントン訪問。

10日 ▶チエコと租税協定について合意。

▶連合戦線 UF キャンディ支部、ペラデニヤ・キャンパスの警官退去要請(14日警官学外退出)。

11日 ▶ジャヤワルデナ、議員辞任は1975年総選挙の権利を国民に与えるためと声明。

12日 ▶公務員負債の返済融資の Credit Council 設立を発表(7月1日より開業)。

▶中小企業会議所、生計費手当支給不可能と労働相に陳情。

13日 ▶社会事業相、インド人引揚げ拒否者を逮捕。特

別キャンプを作ると発表。

14日 ▶会社（特別規定）法施行。

15日 ▶中央銀行、市銀の信用供与制限を廃止。

▶ジャヤワルデナ、統一国民党内の肅正を語る。

16日 ▶バ首相、インド最高裁のインディラ首相有罪判決にショックを受け、インディラ首相にメッセージを送り、勝訴を希望と語る。

▶ペラデニヤ学長、全員復学まで試験延期と語る。

17日 ▶ジャヤワルデナ等7人コロンボ南区補欠選挙立候補届出。

▶ココナット小農救済のため、輸出関税引下げ。

▶教員組合、マームド教育相に質上げ要望。

18日 ▶汚職法 Bribery Act 最初の判決でセイロン銀行理事 D. W. Wanigasekera に適用。

▶農村債務清算法案 Settlement of Debt in Rural Areas 成立。

19日 ▶Y. ドダウェ閣外教育相、ペラデニヤ学生に復学を要請。

▶バ首相、メキシコ市でエチエベリア大統領と会見（20日国際婦人年大会出席）。

▶内国歳入局、私会社の税法上の控除禁止の新規則通達（政党献金防止のため）。

21日 ▶日本で宝石展開催。

22日 ▶バ首相、日本に一時滞在（24日帰国）。

23日 ▶セイロン労働連盟 CFL（平等党系）は労組機関合同委員会 JCTUO の28項目要求運動の再促進を決定。

25日 ▶IMF と石油融資交渉。

▶ビディヤランカラ・キャンパス新入学生授業ボイコット。

26日 ▶ペラデニヤ学生指導者にホステル退出命令。

27日 ▶ペラデニヤ学生審議会 Student Council 緊急会議。ペラデニヤ5学部長辞任。

▶英国との335万ポンド援助協定調印（35万ポンドは食糧援助）。

29日 ▶新しい Raamana Nikaya の Annunayake に Ven Boddegama Wimalawansa Mahathera 就任。

30日 ▶ペラデニヤ学生一部復学。

▶パイロットのストで飛行機遅延。

▶労働憲章問題で、JCTUO 委員会に会見要求。

7月

2日 ▶資産申告法は、警察、税関、税務職員も適用を決定。

▶1974年ビディヤランカラ・キャンパスでの学生の教員暴行事件に関する Kularatne 委員会報告発表。暴行学生の大学入学禁止を勧告。

▶Malwate Chapter のマハナヤケ、韓国佛教界訪問。

▶平等党青年連盟、登記変更をしないポンド会社を攻撃。

5日 ▶シルバ農園事業相、バ首相は英國ウイルソン首相に農園収用は補償付きを約束と語る。

6日 ▶1~5月の大脳マラリア患者3.1万で1974年の2.5万より増大と発表。

▶スリランカ共産党（モスコー派）インドのガンディ首相支持を決議。

▶バ首相、登記未変更のポンド会社への政府政策近く決定と語る。

8日 ▶Bank of Ceylon、中小企業、住宅建設の低利融資計画開始。

▶M. セナナヤケ灌漑・電力・道路相、北京で李先念副首相と会見。

9日 ▶ペレラ蔵相、キャンディで農園、銀行国有化を表明。

10日 ▶第2世銀、アジア開銀より開発金融公社 DFC へ450万ドル借款供与。

▶計画経済省、地区開発審議会を2000作る計画発表。

▶労組機関合同委員会 JCTUO、インドのガンディ首相の措置支持声明。

▶F. D. バンダラナイケ法相、資産申告手続き簡素化を語る。

11日 ▶モスコー派共産党系のセイロン労組連合CFTU 中国のインド・ガンディ首相批判に反論。

▶スリランカ大学、授業時間内の集会禁止。

▶計画経済省グナセケラ次官、ポンド会社農園国有化で、英國利権代表団の G. スチュアート会社の F. Moy その他と会見。

12日 ▶中国、治水援助。中国で12人を訓練。

▶資産法で2.5万ルピー以下の宝石等申告免除。

▶ロリー車不足のため輸入決定。

14日 ▶代理商社問題でセイロン商業会議所、政府に提案。会社法改正・支配力防止立法を求む。

15日 ▶韓国外務部次官 Shin Yong Lho 来島。漁業援助申入れ。

16日 ▶労組機関合同委員会 JCTUO、外銀国有化、労働者憲章の拡大を要望。

▶セイロン石油会社、沖合いドリルのコンサルタント任命。

▶民主労働会議 DWC、セイロン労働者会議は農園国有化支持。

18日 ▶コロンボ南区補欠選挙。野党統一国民党ジャヤワルデナ勝つ（与党立候補なし）。

21日 ▶世銀農業調査団、国家プランテーション公社の

運営能力について勧告。

▶ゴム輸出関税引下げ。

22日 ▶ECとの特恵待遇協定をブラッセルで調印。

▶日本と45億円援助協定。

23日 ▶統一国民党ジャヤワルデナ、党内統制のため23人の党員資格停止。Rukman Senanayakeに反党行動の釈明要求。

24日 ▶メキシコ大統領 Luis Echeverria Alvarez 来島(29日貿易経済協力協定締結)。

▶カナダ食糧増産運動に10万ドル寄付。

25日 ▶政府、灯台の運営を海軍に委託を決定。

27日 ▶ジャフナ市長、自由党員 Alfred Duraiyappah 暴徒2名に射殺され、犯人逃亡。

29日 ▶State Audit Bureau 設置草案を承認。

31日 ▶セイロン海運公社第9隻の船舶購入。

▶尿素肥料計画 9.8億ルピー入札(インド、アジア開銀、クエート、西独援助)。

▶政府、公安法により公会社の茶の直販を規制。

8月

1日 ▶F.D. バンダラナイケ法相、資産申告規則を提出(5日議会承認)。

3日 ▶統一国民党ジャヤワルデナ、党員 R. セナナヤケの行動に詰問書送る(4日セナナヤケ回答。6日党運営委員会は9月1日までの党員権停止決定)。

▶税関の職員74人の昇進停止で紛糾(4日労組、蔵相に解除申入れ)。

5日 ▶日本交通機関労組代表来島(港湾労組と会見)。

6日 ▶インド宇宙科学技師 Yash Pal 来島。

7日 ▶日本赤軍搭乗飛行機、コロンボ一時立寄り(9日福田副総理謝電)。

8日 ▶ソ連灌漑計画援助専門家5人来島。

10日 ▶パキスタン、ディーゼル・ポンプ12台寄付。

12日 ▶1953年ハルタル記念集会で、N.M. ペレラ蔵相、平等党は不十分な農園国有化に反対と演説(これに関しバ首相は13日大統領と会見)。

14日 ▶バ首相、ペレラに悪口はやめよと公開質問状(ペレラ、ガイアナの英連邦蔵相会議への出発延期)。

15日 ▶バ首相、コロンボ・プララム運河復旧工事式出席。

▶共産党、自由党、平等党に連立維持について書翰送る。

17日 ▶インドへの電力売却問題で、スリランカ代表団渡印。

▶平等党シルバ農園産業相、バ首相に書翰。バ首相回答。

19日 ▶土地改革(改正)法案公示。

▶ペレラ蔵相、バ首相に回答。

▶憲法裁判所、首相のみで大臣の転務配分できると裁決。

20日 ▶スリランカ共産党(モスコー派)第9回大会(24日まで。ソ連代表ら出席)。

▶出生・死亡・婚姻届出規則簡素化案成る。

21日 ▶バ首相、内閣改造決意。

23日 ▶平等党、新閣僚ポストに反対。

25日 ▶スパンシハ工業相、イランガラトネ貿易相帰国。

▶ビデヤランカラ・キャンパス16学生退学処分。

28日 ▶連合戦線3党首脳会談調整失敗、バ首相、自由党年次大会を司令。

29日 ▶自由党緊急集会。

31日 ▶資産申告検討後に公務員の昇進決定と発表。

9月

1日 ▶平等党閣僚追放決定。

2日 ▶大統領平等党閣僚解任承認。

3日 ▶エア・セイロン、セイロン運輸公団、内閣支持声明。運輸公団総裁 H. Abhayawardhana 辞任。

4日 ▶平等党声明(7日自由党書記長回答)。N.M. ペレラ、議会で政変について声明。

8日 ▶国際原子力機関東南アジア地域協力協定に参加(ウイーン)。

▶世界気象機構アジア地域協会会議、コロンボで開く。

9日 ▶労組機関合同委員会 JCTUO 政変で変化なし。

12日 ▶共産党、内閣脱退決定なし(12~14日会合、中央執行委員会14日声明)。

14日 ▶自由党、キャンディ集会で、バ首相中道社会主義を強調。

15日 ▶セイロン運輸公団、8月採用の37人の採用中止。

17日 ▶改造内閣名簿発表。所管変更—F.D. Bandaranaike 法相兼蔵相、T.B. Ilangaratne 商相兼内相、G. Rajapakse 漁業相兼保健相、P.G.G. Kalugalle 海運・観光相兼航空相、K.B. Ratnayake 議会担当相兼スポーツ相・運輸相、T.B. Tenekoon 文化相、W.P.G. Ariyadasa 自治相、S.S. Kulatilake 社会相、新任—S.K. K. Suriarachi 食糧兼協組・小工業相、R. Wickremana-yake 農園事業相。その他再任。

18日 ▶土地改革法案、議会提出。

▶バ首相、議会でペレラ演説に回答。

▶バ首相、ランカ・オーベルロイ・ホテル開業式参

列。

- 22日 バ首相、ジャフナ地方の治安悪化を語る。
クエート・アラブ開発基金より尿素肥料計画に750万ディナール(1.9億ルピー)援助。
インド・スリランカ貨物鉄道輸送を協議。
平等党ペレラ、ルピー一切下げ反対を主張。
- 24日 バ自由党、共産党、連合戦線綱領の存続を確認。
- 26日 故 S. W. R. D. バンダラナイケ死去16年祭。
- 27日 アスラ・バンダラナイケ、金日成首相は故バンダラナイケ・バッジ1万個寄付と発表。
- 29日 コベカドワ農相、農園国有化にも農民福祉優先と語る。
- 30日 第8回 ILO アジア地域会議、コロンボ開催。
ユーゴ首相 Dzemal Bijedic 来島(10月1日共同声明)。

10月

- 2日 オーストラリア、2万エーカー耕作にポンプ等援助。
大蔵省に Dep't of Treasurer, Dep't of Controller の2局新設。
- 3日 IMF チーム来島。2400万 SDR 借款交渉。
- S. J. V. チェルバナヤカム(タミール統一戦線)、北部、東部の耕作委員会の任命問題でバ首相に抗議。
- 6日 ケネマン委員会、大学入学生の70%は成績、30%は地域割当てを勧告。
- 7日 1971年反乱関係者も国家業務に雇用を決定。
- 8日 不作のため穀米販売局 PMB で買上量減少。
1974年2月からの官報 No. 18127(9月17日)付の緊急(穀米販売)規則を廃止。米の輸送、販売統制を撤廃(その後米価2ポンド4.5ルピーより3ルピーに低下)。
- 9日 キャンパスの Board of Residence & Discipline を復活。
- 10日 バンダラナイケ空港レーダー施設フランス援助3500万ルピー。
- 11日 8月12日より停職中の国有鉄道労働者の復職を発表。
バ首相、協同組合業務の総点検を命令。
- 14日 土地改革(改正)法議会通過(15日裁可)。バ首相、この土地は我々の財産と声明。
- 15日 バ首相、石油探査のおくれ打開にトップ・レベルチーム設置を命令。
- 16日 タバコ消費税引上げ。
- 17日 ジャヤコディ国防外務閣外相、北部にテロ青年の活動盛んと議会で報告。

農園土地の収用作業始まる。

- 19日 1976年予算案公示。
- 20日 選挙区割り委員会、自由党の意見聴取。
- 21日 資産不正申告者の旅券チェックを命令。
自由党、新港湾労組 S. Lanka Nidhas Jana Rajhya Varaye Sevaku Samithiya を結成。
- 中国との共同海運事業再検討に朱城力来島(27日欧洲まで延長協定調印)。
中央銀行、インド、バングラデシュ、イラン、ネパール、パキスタン中銀と相互多角決済協定に調印(11月1日より実施)。
- 22日 共産党系セイロン労組連合 CFTU、政府の公社安全局法案 Security Board Bill に反対。
- 23日 ラクマン・セナナヤケ、ジャヤワルデナル統一国民党査問委員会の結論延期へ抗議。
- 24日 Control of Price (Amendment) 法通過(National Price Commission を設置)。
- 25日 月収600ルピー以上の協組理事も資産申告必要と通告。
- 28日 12県300農園41万5508エーカーの資産照合完了。
尿素肥料計画にアジア開銀3000万ドル援助(11月4日インド1億ルピー援助約束)。
- 29日 合成繊維品の価格規制。
- 30日 代理商社の交換性ルピー勘定を凍結。
セイロン農園使用者連盟 CEEF 閉鎖。
Asgiriya Mahanayake 死去(11月21日後任に Ven Chandananda 選出)。
1976年より学校休暇期間を耕作期間にすることを決定。
中小企業会議所、蔽間に救済措置を要請。
- 31 バ首相、与党・政府機関地方代表との会合で1971年の反乱事件の再発可能性を指摘。
パキスタンより米5万トン買入れ決定。

11月

- 3日 タミール統一戦線、選挙区割り委員会でウバ州にタミール議席要求(4日平等党も意見開陳)。
ハンガリー外務次官 Racy 来島。
- 4日 米国軍艦のコロンボ寄港(10月30日~11月3日)に關し、平等党の Colvin R. de Silva、バ首相を追及(バ首相10日答弁)。
- 5日 英連邦省 Ramphal 次官、農園国有化補償問題で来島。
- F. D. バンダラナイケ蔵相、1976年予算演説。
- 7日 政府、外国銀行の茶取引への送金取扱等金融取引中止を命令(国家銀行 Bank of Ceylon のみとす)。

9日 ▶バ藏相、交換性ルピー勘定輸入合総品の値下げを指示(12日協組売店で発売。ただし15日売出し中止)。

▶British Ceylon Corp. 国有化当時(1973年)の業績調査結果を発表。

11日 ▶中国専門家のギン河洪水防止調査報告を楊恵生代理大使提出。

13日 ▶マーガリン・ミシン・煉歯磨メーカー値下げ。

17日 ▶ニューデリーでインドとの海上国境画定討議。

18日 ▶Batuwatta で列車事故(12月10日調査報告、運転手の過失)。

▶Mawathagama 地すべり、4人死亡。

▶ウエラワテ紡織1400人一時解雇で、労働省ら討議。

20日 ▶緊急(合成繊維品)規則施行。価格統制。

▶土地改革委員会の手で始めて茶をロンドンへ積出し。

21日 ▶予算案第2読会通過、賛成103、反対40。

▶ティレケラトネ議會議長、Church of Sri Lanka (Consequential Provision Bill) は憲法違反の点ありと報告。

24日 ▶アヌラ・バンダラナイケ、最大の敵は統一国民党と語る。

25日 ▶ソ連客船コロンボ入港。

26日 ▶バ首相、議会で緊急規則の存続で答弁。

27日 ▶藏相、IMF 借款4350万 SDR 妥結と報告。

▶石鹼メーカー、値下げ。

▶全セイロン回教徒教育会議 ACMEC、高等教育試験課目への「社会主義」導入に反対表明。

▶イランガラトネ商相北京到着(12月2日帰途につく)。

28日 ▶アヌラ・バンダラナイケ日本訪問。

29日 ▶政府税関で Tamil needs a Nation-Why? を没収。

12月

1日 ▶ラトナヤケ運輸相、セイロン運輸公團、国有鉄道の Worker's Council を近く改組と語る(大部分は政治的ヒモあり)。

3日 ▶給与改訂案に不満の政府高校教員の8労組、12月4日のスト計画はバ首相と会見後延期。

▶計画経済省、外資歓迎の6分野を発表。

5日 ▶スバシンハ工業相、議会で合織メーカーに対し政府は強硬策をとり、一部收用もありうると答弁。

6日 ▶コベカドワ農相、農園補償の Compensation Board 設立、補償解決に2~3年必要と語る。

8日 ▶イランガラトネ貿易相中国より帰国。1976年米20万トン輸入、ゴム6.7万トン輸出交渉と語る。

9日 ▶ゴム工場近代化にアジア開銀援助協定。

▶ペサライの石油探査、第3井をドリル。

▶日本、米(750万ルピー相当)を寄付。

10日 ▶中国よりギン・ガンガ洪水防止事業専門家来島。

11日 ▶スリランカ航空輸送従業員組合、空港ビルの警官の行動に抗議。

▶Privena Education Bill に対し5仏教団体、憲法裁判所に陳情。

12日 ▶バ首相、地方開発審議会 DDC の法制化を1976年に行なうと発表。

14日 ▶ウイクレマナヤケ農園事業相、1972年設立で休業中の State Tea Corp. を再活用すると言明。

16日 ▶パキスタンのブット首相来島(17日バ首相と会見。19日共同コミュニケ、経済協力を約し帰国)。

17日 ▶第2世銀との農業プロジェクトに2800万ドル借款調印。

18日 ▶政府、1976年1月より北部州裁判所でのタミル語使用決定。

19日 ▶ゴパラワ大統領、電力公社従業員のボーナス引上げ要求サボ行為は緊急規則違反と決定。

▶犯罪捜査課、ジャフナ地方の中東向け雇用仲介業者を虚偽行為で逮捕。

20日 ▶バ首相、1970年来35万人雇用に成功と語る。

▶統一国民党第21回党大会開く(ジャヤワルデナ総裁再選。人民社会主義政策を強調)。

23日 ▶平等党、連邦党、スリランカ解放軍の3野党、バ首相とその子の所有地処分の土地改革法違反で不信任案提出。統一国民党の修正案とともに否決さる(103対43票)。

24日 ▶大蔵省、政府系公團への銀行融資規制強化。

27日 ▶政府、中小輸出業者の輸出信用機関設置を考慮。

▶共産党中央執行委員会、國際情勢に関し、自由党に討議申入れを決定。

30日 ▶政府3月に議会提出の Railway Board 法案撤回を決定。

▶計画経済省貿易促進局、日本海外開発会社 JODC との共同事業討議促進を発表。

31日 ▶ソ連よりの海上パトロール船到着寄贈。

▶大蔵省 429 の民間投資プロジェクトありと発表。

参考資料

1. 連合政権分裂にいたる資料
2. 1975年法律第39号土地改革（改正）法

1. 連合政権分裂にいたる資料

パンダラナイケ首相のペレラ農相への詰問書（1975年8月14日付）

大蔵大臣殿、昨日タウン・ホールで開かれたハルタル記念会合で貴下ならびに平等党の他の諸君が行なわれた演説を報道した今朝の新聞を見て、私は驚いた。私はできるだけのことを尽くしてこの情報の出所を調べ、これが相当正確なものであることを認めた。総理また連合戦線政府の指導者として、私は連合戦線を構成する政党が私が総裁であるスリランカ自由党とくに故首相S. W. R. D・パンダラナイケ氏、私自身、私の閣僚達を直接に攻撃し、それが貴下の政党が故パンダラナイケ首相が始めた進歩的政治に参加したがために、初めてこの国の進歩的政治が可能になったというような間違った考え方を植えるのを許すわけにゆかない。私は社会主義的進歩のためには国民の間の現実的団結を妨げるような小さな個人的くい違いを望まなかったので、ずっと貴下に我慢してきたし、難かしい政治問題から人格・個人的相違を切離すよう努力してきた。農園の国有化はコルビン・R・デ・シリバ博士でなく、コベカドワ農業・土地相に扱わせようという私の決定が、討議もしないと間違って考えているために、不満をもっているように思える。私はすでに農園の国有化は1971年開始の土地改革立法計画の延長であり、必要な立法と実施措置は農業・土地相に行なわせると言っている。貴下の党が私のスリランカ自由党が国有化に反対していたということを示そうとしている意図は、貴下の知る如く全く根拠のないことだ。国有化計画は1956年故首相の政権とともに始まったが、當時故パンダラナイケ首相は、貴下の協力をえられなかった。それは貴下の持っていた理念のためであった。ただその後貴下は武装闘争、プロレタリア革命はもちろん言語やインド出身者の市民権問題などに関する党の立場を放棄はされたが。

1970年総選挙綱領を我々が作成していた時のことを行きり想起する。自由党は銀行の国有化を含めるよう提案したが、貴下は他の手段で統制できるので、必ずしも必要でないと考えていた。その後我々の提議のことを貴下は怠慢においていなかった。私がしようとしているポイントは、この重要な提案は自由党が口火を切ったもの

で、この発議から綱領に入ったということである。こうした事情を見ると、貴党の党員が自由党の一部閣僚が銀行の国有化を妨げていると公言しているのは残念である。過去5年に、閣議・議会でなぜこれを実行しないかという質問が出されたが、貴下は各種の理由から適切でないと答え、その理由の妥当性その他は示さなかった。私がしようとしているのは、貴党がこの問題で国を誤った方へ進ませようとするのを承認できないということだ。

1956年後、貴党の連合参加以前に歴代の自由党政府が行なった国有化を貴下に思い出してほしいものだ。バス、港湾の国有化、外国基地の収用、外国石油会社の国有化、保険、バンク・オブ・セイロンの国有化などが自由党政府のとった主要な進歩的措置だ。こう見ると、貴下が自由党は国有化に反対しているとするのは、我々の相互の地位についての綱領を誤まって伝え、国民大衆をミスリードし、連合戦線内部で不満を作り出そうと計算されたものである。自由党は公益のためと確信した時は国有化にしりぞみしたことはない。連合戦線結成後、貴党が土地所有の50エーカー制限の提案し、またその意図を示したことではない。土地改革の発議はまたもや自由党から出されたのであり、コベカドワ大臣は貴党の機関紙Jandinaが述べたようにこの手続きによって名声をえた。かれは結局1971年の我々の決定を実行したが、それは自分の帝国を作り、個人的不朽の名誉をえようとするためでなかった。コベカドワ農相の心中を占めていたのは、数世紀間、とくにキャンディ農民の受けた抑圧の苦しみを救済することで一杯だったのだ。

貴党が土地改革または農園国有化の主題を強く感じていたのなら、貴下も参加された1970年の選挙綱領討議で、この項目が除かれたのは、どうしてであるのか？ 貴下はそれを取りあげさえしなかった。貴党が外国所有農園の国有化に強い見解を持っていたのなら、1972年法律第1号土地改革法の運用から外国所有農園を除外したことについて、閣議・議会で平等党が同意したはどうしてであるのか？ 貴下の演説は、コベカドワ氏が近く議会に土地改革法改正法として提出する国有化法の内容について、連合戦線政党間に意見の相違があるとしている。農園の経営・統制を前所有者に委すことが行なわれ

ようとしているが、貴下の意見は、貴党がこれら土地の所有・所持の権利を直ちに移転すべきだと主張していたことを言おうとしているのは明かである。コルビン・シルバ博士は私に考慮を求めて閣議に出した覚書草案について、貴下に言おう。シルバ氏は、この問題は自分に委されていたと誤解していた。このなかでかれは、この立法では、農園が国に帰属すれば、代理商社 Agency House、機関または者で、国家帰属の日時前まで、農園の経営または経営の監督に責任をもち、担当していたものは、大臣が他の方法によって命令し、隨時発する一般的または特別の指示に従って、引続き農園の経営または監督に責任をもち、任に当たるものとし、かかる代理商社、機関または者に支払う報酬は大臣が定めると述べていた。シルバ博士の閣議覚書草案はさらに、国家プランテーション公社に収用した農園を扱かわせるのが適切であるとし、また厳選した代理商社に、この仕事を委せるべきであると提案しており、シルバ博士は補償とくに外国会社に関する補償支払をも考慮していたのだ。

事実、私はロンドン経由でジャマイカでの英連邦首相会議に立つ前に、この全体の問題をシルバ博士や他の閣僚と討議し、原則的に補償支払いに同意した。したがって国有化法に関する闘いの本当の領域は、個人的なもので、国有化問題の政策、接近の相違によるものでない。これは本当に不幸なことである。私の考えでは個人感情は政策に代わるべきものでありえない。

しかし貴下の自由党攻撃は、農園国有化にとどまっている。貴下は故 S. W. R. D. バンダラナイケ氏や、私がひきいた歴代政府をおとしめようとした。私はかかる非難を黙って見すごす訳にゆかない。故バンダラナイケ氏が、1947年に政府を作るため合意された政策路線を離れた、異質的グループを指導することに賛成しなかったのは真実である。貴下はかれが同意したならば、どんな結果になったかを想像できよう。故バンダラナイケ氏が言語の平等地位、インド出身者への全面的市民権賦与を約束し、民主主義的原則に反する武装闘争や革命に走る政府を指導したことがあるだろうか？ これらは他の誰よりも私がはっきりと知っていることだ。故首相の行政を組織的に妨害してきた人々は、それ以上のことを知っているとは言えないはずだ。社会主義的コース推進のための現在の連携は、我々がより広い国益の見地からこれらを見すごすことにしたために成立したのだ。もしも貴党が大衆の支持をえようとして、1956年後に我々が社会主義的勝利を達成できたのは、貴下の支持のせいであったと言うのなら、例えば1953年のハルタルは、なぜその後の総選挙で平等党に圧倒的勝利をもたらさなかったのだろうか？ 1960年3月選挙で自由党と無競争協定を結

ばなければ貴下は良い成績をえられなかつたのはどうしてであろうか？ しかもそれは自由党が指導者（故バンダラナイケ首相）の悲劇的死亡の直後のショック、混乱の時だったのだ。

私は、我々3党の团结がスリランカの社会主义に十分利益を与えたことに疑いももたないし、否定もしなかつた。しかし、この团结は、それを構成する各党が相手に対し無原則的な妥協または攻撃を基礎にして保たれるのではない。貴下が1956年の無競争協定に関する文書を所有しており、それを適当な時に公表すると語ったが、それは貴下は故バンダラナイケ氏の名前、名誉を傷つけられるような秘密の情報を利用しようとしているためなのか？ 我々は我々が結んだどの協定も恥じていない。私は隠すべきことが何もないのだから、貴下がどんな材料を発表されようとも、それに挑戦したい。例えば貴下が議会で現在野党席にいる議員に送ることができるような情報をもっていると言う前に、その情報をあえて公表したとしたなら、貴下は何かをしたことになろう。貴下はもう一度同じことをしている。最近のメーデー集会で、貴下は CIA の介入、財務操作の文書証拠をもっていると語ったが、今まで私がくりかえし、その情報を調査のため見せてほしいと求めたのに、その情報資料を提供してくれない。

この種の悪口政治は、連合戦線が政府として次の2年間能率的に動いてゆくために、やめるべきだということが判ると思う。私は我々が戦線として引続きともに働いてゆこうとするなら、この点について貴下の保証をうる必要があると思っている。しかし貴下が英連邦蔵相会議、IMF、世界銀行の会議に出発する貴下のプランを一時そのままにしておくならば、私は感謝しよう。貴下の演説が新聞紙上で大きく伝えられたことを考えて、私はこの書のコピーを新聞に公表することにした。

（出所） Ceylon Daily News Aug. 19, 1975.

（注） この書翰は1975年8月12日、ペレラ蔵相（平等党）が1953年ハルタル（同盟休業）記念集会で行なった演説への反論で、ここから9月1日バ首相は平等党3閣僚の更迭を定め、17日の内閣改造でこれを実行した。なおこの書翰に対するペレラ氏の回答が同上紙の8月20日付にあり、また平等党的連合戦線分裂に関する声明は10月3日付にある。

2. 1975年法律第39号土地改革（改正）法

（1975年10月15日裁可）

1972年法律第1号土地改革法を改正するための法律
スリランカの共和国国民議会によって次の如く制定された。

第1条（略称）

この法律は1975年法律第39号土地改革（改正）法と呼

ぶ。

第2条 (1972年法律第1号土地改革法に新しい第Ⅲ章Aの挿入)

第3章の直後に以下の新しい章を挿入し、1972年法律第1号土地改革法第Ⅲ章Aとして実施するものとする。

第Ⅲ章A

公会社の所有する農園土地 Estate Lands に関する特別規定。

第42条A (公会社の所有する農園土地の帰属)

(1)本法律のこの章が施行される日に、公会社が所有する一切の農園土地は、その日から、

(a)委員会に帰属し、所有されるべきものと見なされ、
 (b)委員会のために、法定委託に基づいて、かかる権利帰属の発生直前に、当該会社のため、かかる農園土地の経営に責任をもち、かつ担当していた代理会社 Agency House または機関または者によって経営されるものとされる。かかる代理会社、機関または者は、本法律の本章の規定に従って、当該農園土地の法定受託人と見なされるものとする。

(2)第(1)項による農園土地の帰属は、帰属の日から当該農園土地に関する絶対的権原を委員会に与える効力をもつものとされ、以下の規定によって、すべての負担を免除されるものとする。

(3)法定委託の条件は、法定受託人の報酬または代理手数料を含み、本法律の本章で以下に規定されるところに従って、本法律に基づいてなされる規則によって指図される。

第42条B (帰属農園土地の経営)

(1)第42条Aに基づき、農園土地が委員会に帰属する場合、その農園土地の法定受託人は、法定委託の継続中は委員会が隨時発する一般的または特別の指揮に従って、当該土地財産の良好、適切な経営に責任をもつべきものとする。

(2)法定受託人は、行為または不作為によって、当該農園土地の条件を悪化させまたはその農園土地の動産、不動産の資産を破壊、損失、破損または価値の減少をおこさせてはならない。

(3)法定受託人は、帰属の直前にその農園土地に合法的に居住していた労働者を引き続き当該農園土地に居住させ、帰属の日にその農園土地で正規に雇用されていた労働者を引き続き雇用する義務を有する。

(4)当該農園土地の経営、監督または開発もしくはその農園土地の生産物の販売に関する信用その他の金融的引極め、本法律の本章の施行日に有効であるものは、委員会が文書で同意したものと除き、修正または変更されることはない。本項の上述の規定に応ずるために、委員

会は、隨時必要または便宜であると見なす指示を、その取極めに關係する法定受託人、商業銀行、公会社、代理会社、ブローカーまたはその他の者に発することができ、その指示を受ける者は、これに応すべき義務をもつものとする。

(5) (a)(b)の規定に服して、農園土地が委員会に帰属する場合は、その農園土地の前所有者の明示的または暗黙の契約・協定に基づく権利義務で、その農園土地のために關係し、また委員会への帰属の日の直前に存在するもの、ならびにその他の権利義務で、その農園土地の運転に關係し、その日まで存在するものは、ともに委員会の権利、義務となるものとし、かかる義務の解除に必要とされる金額は、その農園土地について支払われる補償額より控除さるべきものとする。

(b)大臣は(a)に言う義務が不正または偽りで惡意に負ったものあると考える場合は、いかなる時でも、これを否認することができる。否認の通告は、大臣からこれによって影響を蒙なる者に行なわれるものとする。

(c)大臣が(b)に基づいて義務を否認する場合は、かかる義務は委員会の義務になったものと見なされない。

第42条C (法定受託人が提供すべき明細)

(1)本法律の本章に基づき農園土地が委員会に帰属する場合は、帰属の日の1カ月以内に、当該農園土地の法定受託人は、委員会に対し文書をもって以下に掲げる明細を含む申告を行なう義務を有する。

(a)その農園土地の名前と郵便上の住所

(b)その農園土地の前所有者の名前と住所

(c)その農園土地の位置と範囲、その上の栽培物 plantation、その栽培物の包括する面積と帰属の日時前の5カ年の各年の栽培物の収量。

(d)その農園土地に属する建物・工場・機械・道具・車両およびその他の動産・不動産の記載書。

(e)帰属日時前会計5年度の各年度におけるその農園土地の貸借対照表と損益計算書。

(f)帰属日時前5会計年度の各年度におけるその農園土地に関する納税で、内国歳入局長官に提出した申告書の写し。

(g)帰属日時前5会計年度の各年度において、前所有者が申告した中間ならびに最終の配当計算書。

(h)その行政区にある農園土地の売却で、法定受託人が知悉し、かつ帰属日時前3カ年間に生じたものの明細書。

(i)指定される他の明細書

(2) 第(1)項に基づき委員会に提供された申告書の写しは、法定受託人によってその農園土地の前所有者に送付されるものとし、前所有者はその写しを受領した日から

90日以内に、記載された報道に関して意見を委員会に提出する権利を有する。

(3)また当該農園土地の法定受託人は、帰属日時の4カ月以内にその農園土地に関し、以下に掲げるものを委員会に提出する義務がある。

(a)前会計年度の最終日の翌日に始まり、帰属日の前に終る期間の損益計算書、

(b)帰属日の前の貸借対照表

(c)指定される他の情報

第42条D（帰属農園土地の不法占拠者の立退き）

(1)委員会に帰属した農園土地は不法に居住した者がその農園土地に住居を定めようと企むたる場合は、その農園土地の法定受託人と監督は、直ちにその事実を文書をもって委員会と至近の警察署の警察官に報告する義務を有する。

(2)委員会が第(1)項に基づく報告を受けた場合は、委員会の公認した職員または代理人は、当該人のその農園土地からの立退きに關し警察官に命令を出すことができ、当該警察官は命令に応ずるために必要とされる措置を取り、および強制力を行使することができる。

(3)委員会の公認した職員または代理人が、当該人をその農園土地から立退かせることができず、またはできないと考える時は、農園土地の位置する方に管轄権をもつ治安裁判所に申請し、検察官 Fiscal に指示してその者をその農園土地から立退かせる裁判所の一方的命令を受ける権利を有する。

(4)第(3)項による命令が治安裁判所により検察官に発せられる場合は、検察官はその命令を直ちに執行し、文書をもって命令を執行した方法を裁判所に報告するものとする。

(5)第(3)項による治安裁判所命令の執行のため、検察官またはその指揮下に行動する代理人は、警察官の援助を求めることができ、その農園土地に立入り、当該人とその扶養者を立退かせるのに必要な強制力を行使できる。

第42条E（農園土地の帰属に影響されない地役権）

農園土地の地役権は、委員会の決定を受けたものでない限り、本法律の本章の規定に基づく当該農園土地の帰属によっていかなる方法でも影響を受けないものとする。

第42条F（抵当権、賃貸借権、地上権、永小作権に服する土地）

抵当権・賃貸借権・地上権・永小作権が設定された農園土地が、本法律の本章に基づき委員会に帰属する場合は、抵当権決定者、賃貸借権決定者、地上権者、または永小作権保有者は、それぞれ当該農園土地に対する自己の利権の範囲で、その農園土地に支払われる補償につい

て、先取特権を有するものとする。

第42条G（法定委託の終了）

第42条Aに基づく法定委託は、委員会の選択によつて、いつでも終了されるものとし、委員会はいかなる時でも帰属した農園土地の所有を引受けができる。その前に終了したものでない限り、委託は帰属の日時から1カ年継続するものとし、委員会が決定すれば、さらに1カ年継続できる。大臣が明白に承認する場合を除き、法定委託はそれ以上継続されることはない。

第42条H（委員会に帰属した農園土地使用の目的）

(1)本法律の本章に基づき委員会に帰属する農園土地は、以下に掲げるいずれかの目的に使用することでできる。

(a)売渡し、交換、使用賃借権または賃借権により、農業の開発または養畜、協同または集団的農場事業を行なう者への譲渡。

(b)居住用家屋を建築する者に対し、個別割当てによる売渡しの方法での譲渡

(c)1972年法律第11号国家農業公社法に基づいて設置される公社または1958年法律第4号セイロン国家プランテーション公法によって設立されたセイロン国家プランテーション公社への譲渡

(d)委員会が直接経営するかまたはその代理人が経営する農場またはプランテーションのために。

(e)村落拡大またはその他公共目的のために。

(2)委員会に帰属した農園土地使用目的の決定に當り、委員会はこのために大臣が隨時発する指示に従がうものとする。

第42条J（補償）

(1)本法律の本章に基づき委員会に帰属する農園土地には補償が支払われる。

(2)委員会に帰属した農園土地に支払われるべき補償金額は、土地鑑定局長が帰属の日の当該農園土地の妥当な価値と見なすとき金額とする。補償金額の決定に當り、土地鑑定局長はとくに帰属の日における農園土地の条件、帰属日時前5会計年度の各年度に所有者が申告した配当・利潤・当該農園土地の位置する地方の農園土地の帰属前3降に売渡された価格を考慮すべきものとする。

(3)補償の支払い方法は、大臣が財務担当大臣、計画・経済問題所管大臣と協議して決定される。

(4)本法律の本章に基づく補償から諸控除を行なった後に支払われる補償には、大臣が財政担当大臣、計画・経済問題所管大臣と協議して決定する利率で、支払いが行なわれるまで、利子が付されるものとする。

(5)第19条から第40条にいたる規定（両条を含む）は、

本法律の本章に基づき委員会に帰属する農園土地に関する規定であるものとする。

(6)委員会に帰属する農園土地に関し、補償を受ける権利のある者に対し、委員会は適当な通知を行なった後に、以下に掲げる金額を補償金額から支払うものとする。

(a)内国歳入局長官に対し、1963年法律第4号内国歳入法に基づき、内国歳入局長官が委員会に当該人が支払うべきことを証明した金額。

(b)労働局長官に対し、農園土地帰属の日から1カ年以内に、労働局長官が委員会に立証した当該農園土地に雇用された者への給料、共済年金掛金、賜金その他金銭的給付の未払い金額。

本項の目的のため“補償”の字句は、補償に付せられる利子を含むものとする。

(7)本条の第(1)項から第(5)項（両項を含む）までの規定に拘らず、委員会は本法律の本章に基づき委員会に帰属した農園土地に関する補償を受ける権利を有する者に対し、大臣が財政担当大臣、計画・経済問題所管大臣と協議して委員会に支払いを命ずる金額および方法で、大臣と当該人との間で農園土地の補償金額、支払い方法に関して結ばれた協定または交渉された処置に従って、支払うものとする。

(8)本条の規定によって、農園土地に補償が支払われた場合は、補償支払いを受け者またはその他の者からの委員会に対するいかなる請求権も、認められず、かかる請求に関する委員会に対する裁判は一切行なわれないものとする。

第42条K（代理商社機関の事業の帰属）

大臣は貿易担当大臣、計画経済問題所管大臣、財政所管大臣と協議し、本法律の本章を実施するため、本法律の本章に基づき委員会に帰属した農園土地の法定受託人たる代理商社または機関の事業を政府に帰属せしめる必

要があるとする意見をもつ場合は、大臣は大蔵大臣にかかる事業を1971年法律第35号企業（取得）法の規定により政府に帰属せしめるよう要請することができ、大蔵大臣はこれによって、同法第2条に基づいて、当該事業を政府に帰属せしめる命令を出すことができる。

第42条L（代理商社、機関の重役の任命と解任）

(1)大臣は委員会に帰属した農園土地の良好・過切な経営のために必要と考える場合は、官報に命令を公示して、いかなる者をも、本法律の本章に基づく農園土地の法定受託人たる代理商社、機関の重役またはその他の管理役員として任命し、もしくは解任することができる。

(2)第(1)項に基づいてなされる命令は、

(a)官報における命令の公示の日から実施され

(b)他の法律における事項に拘らず有効であり、

(c)いかなる根拠にせよ法廷・裁判所で異議を唱えられることはない。

さらに当該命令が出される者は、官報における命令の公示の日にその役職に就きまたは解任されたものとする。

第42条M（解釈）

本法律の本章においては、その文脈が他の方法で要求しない限り、“農園土地”とは、50エーカーを超える範囲の土地で、茶・ゴム・ココナット、またはその他の農作物で耕作され、もしくは農業の目的に使用されるものとし、その土地の売却されない産物・土地の所有者に属しその土地の目的のため使用されるすべての建物・付帯施設・機械・道具・車両・動産・不動産物件、その他の資産を含むものとする。

（出所） Land Reform (Amendment) Law, No. 39 of 1975
of The National State Assembly

（注） 1972年土地改革法は、アジア経済研究所動向分析資料
No. 78「スリランカの土地改革法」（1973年5月）を見
よ。

主 要 統 計

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 第1表 国民総生産と国民総支出 | 第15表 共産主義国の援助 |
| 第2表 産業別国内総生産 | 第16表 通貨供給量とその増減要因 |
| 第3表 主要農作物の生産、輸出、輸入 | 第17表 貿易の推移 |
| 第4表 補助食料の生産 | 第18表 輸出商品構成 |
| 第5表 農業生産付加価値 | 第19表 輸入商品構成 |
| 第6表 土地改革(改正)法にかかる会社農園土地 | 第20表 地域別、主要国別貿易 |
| 第7表 工業生産額 | 第21表 日本の対スリランカ貿易 |
| 第8表 政府出資産業公社生産、投資1974年 | 第22表 外貨資産 |
| 第9表 財政収入 | 第23表 コロンボ市生計費指数 |
| 第10表 1975年補正後支出 | 第24表 国際収支の赤字と金融 |
| 第11表 財政赤字とその金融 | 第25表 最低賃金指数 |
| 第12表 政府債務 | 第26表 労働争議 |
| 第13表 借入先別政府債務 | 第27表 職業安定所求職登録者と就職者数 |
| 第14表 援助グループ諸国の援助 | |

第1表 国民総生産と国民総支出

(単位 100万ルピー)

| 國 民 総 生 產 | 1972年 | 1973年 | 1974年 | 成 長 率 (%) | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|-----------|-------|---------|---------|
| | | | | 1973年 | 1974年 | 1975年** | 1976年** |
| 國民総生産 名目 | 12,671 | 15,155 | 19,694 | 19.6 | 30.0 | | |
| | 実質* | 10,030 | 10,383 | 10,731 | 3.5 | 3.4 | 3.4 |
| 1人当り (ルピー) 名目 | 972 | 1,144 | 1,470 | 17.5 | 28.4 | | |
| | 実質* | 770 | 784 | 801 | 1.8 | 2.1 | 3.5 |
| 國 民 総 支 出 | 1972年 | 1973年 | 1974年 | 構 成 比 (%) | | | |
| | | | | 1972年 | 1973年 | 1974年 | |
| 民 間 消 費 | 9,773 | 12,203 | 16,700 | 70.7 | 72.3 | 73.8 | |
| 公 共 消 費 | 1,924 | 2,043 | 2,771 | 13.9 | 12.1 | 12.2 | |
| 固 定 資 本 形 成 | 2,206 | 2,493 | 2,972 | 15.9 | 14.8 | 13.1 | |
| 在 庫 變 動 | △ 88 | +137 | △168 | △0.6 | 0.8 | △0.7 | |
| 國 内 総 支 出 | 13,814 | 16,876 | 22,610 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 海 外 純 所 得 | △269 | △161 | △888 | | | | |
| 國 際 贈 与 | △ 48 | △ 84 | △252 | | | | |
| 國 民 総 支 出 | 13,497 | 16,630 | 21,469 | | | | |

*実質=1959年価格 **パンダラナイケ蔵相財政演説
(出所) 中央銀行

第2表 産業別国内総生産

(単位 100万ルピー)

| | 名 目 | | 実 質 | | 実質成長率 (%) | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-----------|-------|
| | 1973年 | 1974年 | 1973年 | 1974年 | 1973年 | 1974年 |
| 農 林 水 産 業 | 5,026 | 8,356 | 3,388 | 3,558 | △2.6 | + 5.0 |
| 鉱 産 業 | 324 | 247 | 266 | 191 | +294.4 | △28.3 |
| 製 造 業 | 2,017 | 2,475 | 1,417 | 1,359 | + 1.2 | △ 4.1 |
| 建 設 業 | 802 | 1,011 | 516 | 553 | + 2.2 | + 7.1 |
| 運 輸・通 信 | 1,525 | 1,683 | 1,019 | 1,054 | + 3.1 | + 3.4 |
| 商 業 | 2,455 | 2,560 | 1,383 | 1,450 | + 4.2 | + 4.8 |
| 金 融・不 動 産 | 220 | 302 | 142 | 165 | + 13.8 | +10.7 |
| 公 益 事 業 | 39 | 34 | 31.3 | 31.5 | + 0.6 | + 1.6 |
| 住 宅 所 有 | 421 | 456 | 318 | 344 | + 1.8 | + 8.3 |
| 行 政・国 防 | 654 | 704 | 567 | 609 | + 8.5 | + 7.5 |
| サ ー ビ ス | 1,782 | 1,976 | 1,379 | 1,441 | + 3.4 | + 4.4 |
| 合 計 | 15,265 | 19,805 | 10,426 | 10,755 | + 3.5 | + 3.4 |

(出所) 中銀年報。実質=1959年価格

第3表 主要農作物の生産、輸出、輸入

| | 1973年 | 1974年 | 1975年*(1~8月) | 1976年* |
|---------------|------------------|-------|-----------------|--------------|
| 紅 茶 | 466 | 450 | 475*(151 kg) | 480 |
| | 生産量 (100万ポンド) | | | |
| | 輸出量 | 454 | 387 | 440*(140 kg) |
| コ ム | 341 | 301 | 335*(109 kg)*** | 340 |
| | 生産量 (100万ポンド) | | | |
| | 輸出量 | 354 | 283 | 310*(104 kg) |
| ココナット | 1,935 | 2,044 | 2,450* | 2,600 |
| | 生産量 (100万個) | | | |
| | 輸出量 | 422 | 468 | 800*(463 kg) |
| 粳 米 | 62.9 | 76.8 | 53.0* | 80.0 |
| | 生産量 (100万プシェル) | | | |
| | (マハ作) | 42.0 | 52.6 | 57.0 |
| | 政府買上量 | 22.9 | 20.8 | |
| | 輸入量**(1000トン) | 338 | 297 | (369) |
| 小 麦 粉 | 365 | 442 | (364) | |
| 砂 糖 | 196 | 42 | (41) | |
| 輸入量**(1000トン) | | | | |

*パンダラナイケ蔵相演説予想 **食管統計 ***1~9月

(出所) 中銀年報、月報、1976年財政演説

第4表 辅助食料の生産

(単位 1000)

| | 面 積(エーカー) | | 生 産(CWT) | |
|--------------|-----------|----------|----------|----------|
| | 1972/73年 | 1973/74年 | 1972/73年 | 1973/74年 |
| ケラカン (しこくヒエ) | 54** | 68** | 382 | 282 |
| とうもろこし | 60 | 95 | 268 | 469 |
| メネリ (狐尾キビ) | 1** | 不明 | 3.9** | 不明 |
| ソルガム | 2.9 | 3.0* | 22 | 30* |
| カッサバ | 127 | 225 | 13,022 | 16,724 |
| ばれいしょ | 7 | 2.5 | 1,063 | 180** |
| とうがらし | 91 | 102 | 382 | 312 |
| 赤玉ねぎ | 17 | 16 | 1,343 | 1,397 |
| ボンベイ玉ねぎ | 0.4 | 0.4 | 14 | 21 |
| 落花生 | 15 | 19 | 182 | 145 |
| 青エジピト豆 | 13 | 26 | 63 | 116 |
| 黒エジピト豆 | 0.1 | 3.4 | 6.8 | 128 |
| ささげ | 0.6 | 2.6 | 12.4 | 15.7 |
| 大豆 | 0.4 | 3.2 | 4.4 | 24.8 |
| ゴマ | 17 | 32 | 56 | 97 |
| ダール | 0.07** | 3.2** | 0.9** | 32.7 |

*マハ作のみ **ヤラ作のみ

(出所) 中銀年報

第5表 農業生産付加価値

(単位 1963年価格 100万ルピー)

| | 1971年 | 1972年 | 1973年 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 紅茶 | 906 | 871 | 871 |
| ゴム | 299 | 297 | 326 |
| ココナツト | 300 | 321 | 275 |
| 小輸出作物 | 49 | 56 | 75 |
| 米 | 688 | 647 | 647 |
| その他食料 | 569 | 606 | 706 |
| タバコ | 34 | 30 | 33 |
| キンマ, ビンロージ実 | 67 | 70 | 84 |
| 雑作物 | 21 | 22 | 23 |
| 畜産 | 197 | 204 | 227 |
| 薪材, 林産 | 130 | 139 | 148 |
| 魚 | 92 | 106 | 106 |
| 合計 (その他含む) | 3,473 | 3,501 | 3,682 |
| 銀行・保険控除 | △29 | △32 | △39 |
| 付加価値計 | 3,444 | 3,469 | 3,643 |

(出所) 世銀資料

第6表 土地改革(改正)法にかかる会社農園土地

(単位 エーカー)

| 県 | 茶 | ゴム | ココナット | その他 | 計 |
|--------|---------|---------|-------|-------|---------|
| コロンボ | 687 | 6,170 | 1,450 | 1,111 | 9,418 |
| カルタラ | 2,863 | 23,107 | 1,642 | 144 | 27,756 |
| ゴールル | 3,992 | 17,296 | — | — | 21,288 |
| マタラ | 3,481 | 1,338 | — | — | 4,819 |
| プラタラム | — | — | 911 | — | 911 |
| クルネガラ | — | 2,961 | 3,070 | — | 6,031 |
| ケガレ | 4,647 | 34,673 | — | 3,444 | 42,764 |
| ラトナープラ | 27,849 | 21,539 | 338 | 626 | 50,352 |
| バードラ | 77,556 | 281 | — | — | 77,837 |
| キセンドイ | 76,963 | — | — | — | 76,963 |
| マタレ | 11,917 | 625 | 625 | — | 13,167 |
| モネラガラ | — | 2,031 | — | — | 2,031 |
| ヌワラエリヤ | 82,171 | — | — | — | 82,171 |
| 計 | 292,126 | 110,021 | 8,036 | 5,325 | 415,508 |

土地改革委員会土地のシェア (単位 エーカー)

| | 会社数 | 農園数 | 面積 | | 茶 | ゴム | ココナット |
|-------|-----|-----|---------|--------|---------|---------|---------|
| ルピー会社 | 145 | 205 | 209,065 | 1972年法 | 139,354 | 82,563 | 112,523 |
| ポンド会社 | 87 | 191 | 206,443 | 1975年法 | 292,126 | 110,021 | 8,036 |
| 計 | 232 | 396 | 415,508 | 計 | 431,480 | 192,584 | 120,559 |
| | | | | 全面積の% | 72 | 34 | 10 |

(出所) 中銀月報1975年10月号

第7表 工業生産額

(単位 100万ルピー)

| 業種 | 生産額 | | | | 構成比 (%) | |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | 1972年 | 1973年 | 1974年 | 1975年* | 1973年 | 1974年 |
| 食料・飲料・タバコ | 798.7 | 919.6 | 1,247.3 | 1,276.3 | 33.4 | 30.5 |
| 繊維品、衣料、はき物、皮革品 | 394.5 | 420.8 | 570.8 | 1,361.9 | 15.2 | 13.9 |
| 木材、同製品 | 30.7 | 43.0 | 53.1 | 26.2 | 1.5 | 1.3 |
| 紙、同製品 | 79.1 | 101.0 | 136.5 | 96.8 | 3.7 | 3.3 |
| 化学品、石油、石炭製品、ゴム、プラスチック品 | 563.8 | 650.7 | 1,353.0 | 1,044.2 | 23.6 | 33.1 |
| 非金属鉱物品 | 172.9 | 190.0 | 238.1 | 312.7 | 1.9 | 5.8 |
| 卑金属品(鉄鋼) | 67.5 | 53.2 | 129.6 | 155.6 | 6.9 | 3.2 |
| 金属製品、機械、機器 | 304.8 | 347.1 | 349.2 | 686.3 | 12.6 | 8.5 |
| その他の | 30.4 | 33.2 | 16.2 | 14.2 | 1.2 | 0.4 |
| 合計 | 2,442.4 | 2,758.6 | 4,093.9 | 4,974.5 | 100.0 | 100.0 |
| 消費財 | 1,265.0 | 1,275.9 | 1,712.0 | | 48.1 | 41.8 |
| 中間財 | 866.6 | 1,167.7 | 1,980.4 | | 40.0 | 48.4 |
| 資本財 | 310.8 | 315.0 | 401.5 | | 11.9 | 9.8 |

*中銀1975年1~6月のサンプル調査年率換算

(出所) 中銀年報、月報

第8表 政府出資産業公社生産、投資、1974年

| | 能 力 (単位 1000) | 生 产 量 | 1974年(100万ルピー) | | | |
|--------------------------|---------------------|------------------|----------------|-------|-------|--------|
| | | | 投 资 | 生 产 | 损 益 | 雇用(人) |
| ミルク公団 粉乳(缶) | 28,105 | 15,611 | 81.4 | 164 | △65 | 1,979 |
| 油脂公団 脂肪酸(トン) | 1.9 | 1.2 | 16.9 | 49 | △15 | 906 |
| 砂糖公団 砂糖(トン) | 52.9 | 19.3 | 166.4 | 不明 | +28 | 9,038 |
| 精粉公団 小麦粉(トン) | 45.2 | 46.2 | 57 | 178 | +40 | 478 |
| 製塩公団 塩(トン) | 121 | 118 | 26 | 6.6 | + 7.2 | 1,078 |
| 販売局 果実工場 ジャム(ポンド) | — | 1,285 | — | — | — | — |
| 蒸溜工場 アラク(ガロン) | 620 | 143 | 54 | 4.1 | + 0.2 | 125 |
| 織維公団 糸(ポンド) 布(ヤール) | 23,200 41,200 | 10,083 13,112 | 380 | 149 | +18 | 8,021 |
| 皮革品公団 靴(足) | 345 | 248 | 18 | 11 | + 0.7 | 976 |
| 製紙公団 紙(トン) | 22 | 17 | 215 | 85 | + 9.4 | 2,702 |
| 合板公団 合板(平方フィート) | 108,000 | 49,133 | 165 | 49 | + 1.5 | 4,391 |
| 木材公団 挽材(立方フィート) | 不明 | 644 | 66 | 43 | + 3.0 | 3,221 |
| タバコ公団 ビーディ(袋) | 不明 | 45 | 12.2 | 52.6 | + 7.2 | 207 |
| 化学公団 カセーソーダ(トン) | 1.6 | 1.3 | 25 | 6.8 | + 1.4 | 358 |
| タイヤ公団 タイヤ(本) | 179 | 172 | 74 | 103 | + 5.8 | 1,935 |
| 石油公団 ガソリン(トン) ナフサ(トン) | 不明 " | 98 107 | 222 | 949 | 不明 | 627 |
| 陶器公団 瀬戸物(トン) | " | 2.8 | 69 | 42 | +10.8 | 2,759 |
| セメント公団 セメント(トン) | 665 | 466 | 348 | 139 | +21.7 | 2,543 |
| 鉱砂公団 イルメナイル(トン) | 不明 | 79 | 31 | 2.3 | + 7.3 | 473 |
| 鉄鋼公団 圧延材(トン) | 72 | 29 | 150 | 129 | +25 | 1,270 |
| 金物公団 金物(個) | 不明 | 2.1 | 32 | 21 | △ 3.0 | 1,403 |
| 漁業公団 缶詰魚(缶) | " | 0.1 | 41 | 不明 | △ 1.8 | 1,143 |
| 黒鉛公団 黒鉛(トン) | " | 10.2 | 8.2 | 9.2 | + 5.0 | 1,718 |
| 印刷 | — | — | 14.6 | 10.1 | + 1.3 | 361 |
| 合 計 | | | 2,280 | 2,207 | +81.9 | 47,712 |

(出所) 中銀年報

第9表 財政収入

(単位 100万ルピー)

| | 1974年実計 | 1975年予算 | | 1974年実計 | 1975年予算 |
|--------------|---------|---------|------------|---------|---------|
| 生産と支出への税 | 3,466.1 | 3,448.5 | 法人・非法人所得税 | 506.7 | 595.0 |
| (取引高税) | 703.7 | 605.0 | 政府事業収入 | 434.1 | 428.7 |
| (タバコ消費税) | 372.9 | 380.0 | 賃料・利子・配当 | 117.8 | 165.2 |
| (アルコール消費税) | 215.9 | 207.9 | 売却・課金 | 147.0 | 79.2 |
| (茶税) | 160.7 | 188.0 | 社会保障拠出 | 19.7 | 19.6 |
| (輸入税) | 277.3 | 252.3 | その他経常収入 | 54.7 | 52.6 |
| (輸出税) | 660.1 | 742.3 | 資本収入 | 52.8 | 47.1 |
| (F E E C 収入) | 964.1 | 948.0 | 借入金支払 | 64.4 | 45.2 |
| (ライセンス税) | 58.7 | 50.6 | その他含む合計 | 4,871.1 | 4,881.1 |
| (財産移転税) | 21.4 | 27.5 | 対G N P (%) | 24.7 | |

(出所) 中銀月報

第10表 1975年補正後政府支出

(単位 100万ルピー)

| | 経常 | 資本 | | 経常 | 資本 |
|-----------|---------|-------|-------------|---------|---------|
| 大統領・総理府 | 21.0 | 0.1 | プランテーション産業省 | 4.6 | 186.9 |
| 国防・外務省 | 304.0 | 10.1 | 司法省 | 56.5 | 1.9 |
| 計画・雇用省 | 20.6 | 133.8 | 農業・土地省 | 297.9 | 182.0 |
| 計画・実施省 | 0.9 | 0 | 漁業省 | 8.1 | 67.9 |
| 灌漑・電力・道路省 | 138.9 | 543.6 | 住宅・建設省 | 24.7 | 116.2 |
| 商業・貿易省 | 1,130.1 | 21.5 | 郵便・电信省 | 153.7 | 51.0 |
| 教育省 | 682.7 | 46.9 | 保健省 | 325.6 | 16.9 |
| 海運・観光省 | 50.9 | 17.4 | 情報放送省 | 39.9 | 3.2 |
| 労働省 | 14.6 | 0.6 | 社会サービス省 | 76.9 | — |
| 行政・自治・内務省 | 458.1 | 33.9 | 文化省 | 6.3 | 2.9 |
| 工業・科学省 | 23.4 | 336.1 | 議会事務省 | 4.3 | 0.6 |
| 大蔵省 | 950.6 | 34.7 | 憲法問題省 | 0.2 | — |
| 通信省 | 230.7 | 224.8 | 合計 | 5,025.2 | 2,032.9 |

(出所) 中銀月報

第11表 財政赤字とその金融

(単位 100万ルピー)

| | 1974年 仮決算 | 1975年 修正予算 | 1976年 提案 | | 1974年 仮決算 | 1975年 修正予算 | 1976年 提案 |
|--------|--------------|---------------|-------------|--------------|--------------|---------------|-------------|
| 1. 歳入計 | 4,863 | 4,926 | 5,628 | 3. 財政赤字(1~2) | △1,547 | △2,527 | △1,918 |
| 2. 歳出計 | 6,410 | 7,453 | 7,546 | 4. 金融計 | 1,550 | 2,527 | 2,300 |
| 経常粗支出 | 4,712 | 5,040 | 5,214 | 国内非銀行借り入れ | 977 | 1,100 | 1,300 |
| 支出節約 | △ 206 | △ 102 | △ 104 | 商品援助見返資金 | 504 | 791 | 750 |
| 前貸勘定 | 45 | 100 | 100 | プロジェクト援助、贈与 | 198 | 398 | 250 |
| 経常純支出 | 4,551 | 5,039 | 5,210 | 行政借り入れ | △ 123 | — | — |
| 資本粗支出 | 1,690 | 2,473 | 2,291 | 現金バランス | 10 | △ 12 | — |
| 支出節約 | △ 390 | △ 643 | △ 504 | 銀行借り入れ | △ 13 | — | — |
| 資本純支出 | 1,300 | 1,830 | 1,687 | 純残高 | + 3 | — | +382 |
| 減債基金 | 559 | 584 | 649 | | | | |

(出所) 1975年財政演説より作成

第12表 政府債務

(単位 100万ルピー)

| | 1973年末 | | 1974年末 | | 1975年9月末 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|----------|--------|
| | グロス | ネット | グロス | ネット | グロス | ネット |
| 総額 | 11,380 | 10,281 | 12,380 | 11,027 | 13,931 | 12,432 |
| 外債 | 2,795 | 2,750 | 2,974 | 2,921 | 3,669 | 3,669 |
| (ポンド債) | 78 | 33 | 78 | 25 | — | — |
| (プロジェクト借款) | 876 | 876 | 849 | 849 | 1,119 | 1,119 |
| (商品援助) | 1,861 | 1,861 | 2,047 | 2,047 | 2,550 | 2,550 |
| 内債 | 8,584 | 7,530 | 9,406 | 8,105 | 10,262 | 8,763 |
| (ルピ一債) | 5,812 | 4,758 | 6,590 | 5,289 | 7,366 | 5,866 |
| (大蔵省証券) | 2,250 | 2,250 | 2,250 | 2,250 | 2,250 | 2,250 |
| (中銀借り入れ) | 456 | 456 | 498 | 498 | 578 | 578 |
| (納税証書) | 66 | 66 | 68 | 68 | 68 | 68 |

(出所) 中銀月報

第13表 借入先別政府債務 1975年8月末

(単位 100万ルピー)

| | 内債 | | | 外債 | | | |
|----------|--------|-------|-------|---------|-------|--------|---------|
| | 合計* | 公債 | 蔵券 | | 合計 | プロジェクト | 非プロジェクト |
| 銀行計 | 3,076 | 477 | 2,106 | 国際機関計 | 517 | 517 | — |
| 中銀 | 2,713 | 173 | 2,064 | アジア開銀 | 99 | 99 | — |
| 市銀 | 363 | 304 | 42 | 世銀 | 146 | 146 | — |
| (セイロン銀行) | 259 | 259 | — | 第2世銀 | 271 | 271 | — |
| (人民銀行) | 61 | 21 | 40 | 援助グループ計 | 2,551 | 280 | 2,271 |
| (その他) | 43 | 24 | 2 | カナダ | 127 | 32 | 105 |
| 非銀行計 | 7,016 | 6,819 | 144 | デンマーク | 45 | 45 | — |
| 国家貯蓄銀行 | 1,603 | 1,603 | — | フランス | 148 | — | 148 |
| 減債基金 | 1,764 | 1,764 | — | 西独 | 510 | 158 | 352 |
| 従業員共済基金 | 1,716 | 1,715 | 0.5 | インド | 99 | 3 | 96 |
| 政府機関資金 | 291 | 152 | 139 | イタリア | 7 | — | 7 |
| 保険公社 | 723 | 723 | — | 日本 | 398 | — | 398 |
| 信託、共済資金 | 664 | 663 | 1 | 米国 | 916 | 25 | 891 |
| 保険公社 | 120 | 117 | 3 | 英國 | 290 | 17 | 273 |
| 政府公團 | 2 | 2 | — | その他計 | 545 | 316 | 228 |
| その他 | 133 | 79 | 0.3 | 中國 | 408 | 188 | 220 |
| 合計 | 10,091 | 7,296 | 2,250 | 東独 | 71 | 71 | — |
| 減債基金除く純計 | 8,617 | 5,821 | 2,250 | ソ連 | 65 | 57 | 8 |
| | | | | ユゴ | 0.2 | 0.2 | — |
| | | | | ハンガリ亞 | 0.8 | — | 0.8 |
| | | | | 合計 | 3,612 | 1,113 | 2,499 |

*その他含む

(出所) 中銀月報

第14表 援助グループ諸国の援助 1974年9月末
(単位 100万ドル)

| 国、機関 | 1965~74年 第1~10次計 | |
|---------|------------------|---------------|
| | 約束 | 支出 |
| オーストラリア | 14.29(1.38) | 14.28(1.38) |
| カナダ | 55.68(15.70) | 40.35(7.08) |
| デンマーク | 5.59 | 4.99 |
| E E C | 3.60 | 2.60 |
| フランス | 45.39 | 30.86 |
| 西独 | 69.78(20.21) | 56.44(9.99) |
| インド | 29.30 | 22.14 |
| イタリア | 5.35 | 4.99 |
| スエーデン | 13.78(3.23) | 8.39(0.32) |
| 日本 | 72.35 | 52.96 |
| イギリス | 84.36(3.93) | 75.71(2.86) |
| アメリカ | 112.1 (3.67) | 105.72(3.66) |
| 世界銀行 | (36.32) | (16.34) |
| 第2世銀 | 49.65(34.65) | (17.92) |
| アジア開銀 | (39.66) | (16.26) |
| 合計 | 637.19(158.75) | 469.95(75.81) |

()はプロジェクト援助

(出所) 世銀資料

第15表 共産主義国の援助 1974年9月末
(単位 100万ドル)

| | 支出計 | 償還 | 利子 |
|-------|-------|------|-----|
| 中國 | 79.7 | 10.6 | — |
| 東独 | 14.0 | 8.8 | 2.1 |
| ポーランド | 1.3 | 1.3 | — |
| ソ連 | 22.1 | 13.4 | 3.7 |
| ugo | 2.3 | 1.9 | — |
| ハンガリヤ | 0.1 | — | — |
| 計 | 119.5 | 36.0 | 5.8 |

(出所) 世銀資料

第16表 通貨供給量とその増減要因

(単位 100万ルピー)

| | 1973年末 | 1974年末 | 1975年9月末 |
|-----------------|--------|--------|----------|
| 現金通貨 | 1,653 | 1,829 | 1,823 |
| (公衆保有) A | 1,436 | 1,539 | 1,543 |
| 預金通貨 | 2,768 | 3,064 | 2,730 |
| (公衆保有) B | 1,341 | 1,406 | 1,473 |
| 通貨供給費(A+B) | 2,777 | 2,945 | 3,016 |
| 〃 増減 | +296 | +168 | + 71 |
| 増加要因計 | +391.7 | △207.0 | +288 |
| (市銀対民間信用) | +121.6 | +430.2 | +181 |
| (民間定期・貯蓄預金減) | +107.5 | △225.2 | △ 2 |
| (市銀その他債務・勘定減) | + 94.6 | △292.2 | + 52 |
| (政府現金バランス減) | + 68.0 | △119.8 | + 57 |
| 収縮要因計 | △ 95.1 | +374.8 | △217 |
| (銀行対外資産減) | +350.3 | △179.2 | △166 |
| (市銀対政府公社信用減) | △144.2 | +641.5 | 450 |
| (銀行の対政府信用減) | △172.9 | △ 13.4 | + 50 |
| (政府公社の定期・貯蓄預金増) | + 9.4 | △ 21.1 | △ 9 |
| (中銀その他債務・勘定増) | △144.2 | △128.1 | — |
| (調整) | + 6.5 | + 75.1 | △ 42 |

(出所) 中銀年報、月報

第17表 貿易の推移

(単位 100万ルピー)

| | 輸入 CIF | 輸出 FOB | 貿易収支 | 交易条件 (1967=100) |
|-----------|--------------|--------------|----------------|--------------------|
| 1972年 | 2,064 *2,199 | 2,008 *2,016 | △ 56 *△183 | 75 |
| 1973年 | 2,715 *2,763 | 2,617 *2,630 | △ 98 *△133 | 65 |
| 1974年 | 4,554 *4,769 | 3,472 *3,503 | △1,082 *△1,266 | 58 |
| 1975年1~8月 | 3,828 3,797 | 2,501 *2,527 | △1,327 *△1,270 | |
| 1975年** | 5,550 | 3,648 | △1,902 | |
| 1976年** | 5,434 | 3,876 | △1,558 | |

*税関数字を食管統計、石油公社統計で調整。 **財政演説予想

(出所) 中銀月報

第18表 輸入商品構成

(単位 100万ルピー)

| 商 品 | 1972年 | 1973年 | 1974年 | 1974年 | 1975年 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | (1~8月) | |
| 動 物, 畜 產 物 | 147.0 | 122.4 | 120.6 | 82.3 | 90.0 |
| 植 物 品 | 567.6 | 863.1 | 1,765.7 | 1,368.8 | 1,819.1 |
| 調整食品・飲料・タバコ | 272.2 | 342.1 | 224.9 | 158.7 | 251.3 |
| 鉱 物 品 | 52.3 | 309.9 | 925.5 | 490.7 | 601.5 |
| 化 学 品 | 238.4 | 276.3 | 531.4 | 280.8 | 296.5 |
| 人造樹脂, プラスチック | 35.9 | 37.9 | 62.1 | 39.9 | 42.2 |
| 紙, 同 製 品 | 54.0 | 57.0 | 85.5 | 52.9 | 68.7 |
| 織 繊, 同 製 品 | 192.2 | 171.2 | 282.1 | 197.1 | 130.6 |
| セ メ ン ト, 土 石 品 | 17.4 | 11.3 | 13.8 | 10.3 | 14.8 |
| 金 属, 同 製 品 | 171.9 | 154.8 | 210.5 | 121.9 | 170.9 |
| 機 械, 電 機 | 180.0 | 226.2 | 177.2 | 122.3 | 206.3 |
| 輸 送 機 器 | 115.1 | 90.7 | 94.5 | 56.8 | 79.3 |
| 光 学, 医 療 器 具 | 12.6 | 15.4 | 14.2 | 9.3 | 12.4 |
| 其 他 合 計(その他含む) | 2,063.6 | 2,714.7 | 4,554.3 | 3,015.4 | 3,828.0 |
| (米) | 161 | 270 | 720 | 417 | 840 |
| (小 麦 粉) | 193 | 453 | 857 | 342 | 364 |
| (砂 糖) | 249 | 321 | 190 | 56 | 41 |
| (肉, 魚, 卵) | 83 | 52 | 50 | | |
| (ミルク 品) | 57 | 70 | 70 | | |
| (豆 類) | 48 | 31 | 17 | | |
| (肥 料) | 63 | 111 | 221 | | |
| (化 学 品・染 料) | 87 | 119 | 254 | | |
| (石 油) | 38 | 295 | 905 | | |
| (建 築 材 料) | 121 | 107 | 147 | | |
| (薬 品, 医 療 品) | 41 | 36 | 44 | | |
| 消 費 財 | 1,069 | 1,424 | 2,138 | | |
| 中 間 財 | 502 | 815 | 1,920 | | |
| 資 本 財 | 438 | 452 | 457 | | |

(出所) 中銀年報, 月報

第19表 輸出商品構成

(単位 100万ルピー)

| 商 品 | 1972年 | 1973年 | 1974年 | 1975年(1~8月) | 1975年* | 1976年* |
|-------------|-------|-------|-------|-------------|--------|--------|
| 紅 茶 | 1,162 | 1,261 | 1,360 | 1,295 | 1,760 | 1,780 |
| ゴ ム | 266 | 592 | 738 | 389 | 573 | 650 |
| コ プ ラ | 52 | 4 | 1 | 3.3 | | |
| コ コ ナ ッ ツ 油 | 132 | 27 | 141 | 124.9 | 320 | 333 |
| 乾燥ココナット | 78 | 111 | 252 | 125.4 | | |
| 生ココナット | 4 | 3 | 3 | | | |
| 3大伝統輸出品計A | 2,009 | 2,617 | 3,472 | | | |
| 宝 石 | 12 | 141 | 109 | **119 | | |
| 鉱 工 業 品*** | 89 | 141 | 253 | 364 | | |
| 雑 農 産 物 | 126 | 303 | 348 | 112 | | |
| 輸 出 計 B | 2,609 | 2,617 | 3,472 | 2,501 | 3,648 | 3,876 |

*財政演説予想 **宝石公社数字は税関より大きい ***バンカーユニット含む

(出所) 中銀年報、月報

第20表 地域別、主要国別貿易

(単位 100万ルピー)

| | 輸 出 | | | 輸 入 | | |
|---------------|---------|---------|----------------|---------|---------|----------------|
| | 1973年 | 1974年 | 1975年 1~6月* | 1973年 | 1974年 | 1975年 1~6月* |
| 英 連 邦 | 671.1 | 845.4 | | 578.1 | 928.1 | |
| 非 英 連 邦 | 1,464.1 | 2,342.0 | | 2,115.4 | 3,615.6 | |
| E E C | 591.5 | 856.8 | | 622.0 | 896.2 | |
| E F T A | 336.1 | 406.0 | | 238.3 | 253.6 | |
| 東 欧 | 194.9 | 276.2 | | 101.9 | 342.3 | |
| E C A F E 地 域 | 627.6 | 727.7 | | 907.8 | 1,505.7 | |
| イ ギ リ ス | 300.2 | 367.1 | 173.2 | 184.5 | 170.3 | |
| ソ 連 | 63.0 | 99.3 | | 47.0 | 145.5 | |
| 中 国 | 240.6 | 267.2 | 211.9 | 211.3 | 358.7 | 330.9 |
| パ キ 斯 タ ン | 213.9 | 267.1 | 156.7 | 108.9 | 278.9 | |
| イ ン ド | 10.6 | 8.8 | | 80.6 | 218.9 | |
| ア メ リ カ | 180.1 | 242.7 | 111.9 | 245.7 | 145.3 | |
| オ ー スト ラ リ ア | | 106.6 | | | 270.5 | 216.2 |
| 日 本 | | 130.0 | | | 352.9 | 257.7 |
| フ ラ ン ス | | 47.9 | | | 345.7 | 297.2 |
| 西 独 | | 196.7 | | | 199.3 | |

(出所) 中銀年報, Customs Return Dec. 1974. * Ceylon Daily News, Aug. 31, 1975.

第21表 日本の対スリランカ貿易

(単位 1000ドル)

| | 1972年 | 1973年 | 1974年 | 1975年1~8月 |
|------|--------|--------|--------|-----------|
| 輸出計 | 28,561 | 26,038 | 67,781 | 35,078 |
| 織維品 | 3,293 | 3,247 | 8,117 | 3,738 |
| 化学生品 | 7,505 | 7,785 | 27,164 | 10,333 |
| 金属品 | 3,237 | 4,752 | 7,387 | 6,681 |
| 機械 | 11,124 | 7,170 | 15,037 | 9,307 |
| 輸入計 | 22,795 | 36,698 | 30,608 | 15,276 |
| えび | 253 | 904 | 1,246 | |
| 紅茶 | 4,650 | 4,799 | 4,344 | |
| ゴム | 683 | 1,902 | 1,954 | |
| 織維原料 | 1,658 | 2,169 | 2,859 | |
| チタン鉱 | 1,556 | 1,880 | 2,712 | |
| 黒鉛 | 339 | 501 | 961 | |
| 宝石石 | 10,462 | 18,499 | 6,426 | |

(出所) 通産省「通商白書」、大蔵省「外国貿易概況」

第22表 外貨資産

(単位 100万ルピー)

| | 1972年 | 1973年 | 1974年 | 1975年8月 |
|---------|-------|-------|-------|---------|
| 外貨資産計 | 726.7 | 851.2 | 888.8 | 1,017.8 |
| 政府一政府機関 | 121.0 | 74.0 | 74.8 | 1.0 |
| 中央銀行 | 285.4 | 480.5 | 420.1 | 624.6 |
| 商業銀行 | 320.3 | 296.7 | 393.9 | 392.2 |
| 国際流動性* | 60 | 87 | 78 | 70** |
| (外貨) | (46) | (71) | (60) | (55) |

*IMF統計、単位 100万ドル

**1975年11月

(出所) 中銀月報

第23表 コロンボ市生計費指数 (1952=100)

| | 1973年 | 1974年 | 1973/74年 変化 % | 1974年 (1~9月平均) | 1975年 | 変化 % |
|-----|-------|-------|------------------|-------------------|-------|-------|
| 総合 | 165.4 | 185.8 | +12.3 | 183.2 | 197.9 | + 8.0 |
| 食料 | 164.8 | 189.7 | +15.1 | 186.2 | 204.5 | + 9.8 |
| 衣料 | 186.1 | 204.6 | + 9.9 | 203.2 | 208.7 | + 2.7 |
| 光熱費 | 164.4 | 221.0 | +34.4 | 219.5 | 229.2 | + 4.4 |
| 家賃 | 109.8 | 109.8 | - | 109.8 | 109.8 | - |
| その他 | 170.0 | 178.3 | + 4.9 | 177.5 | 190.3 | + 7.2 |
| 国産品 | 167.8 | 176.1 | + 4.9 | 174.7 | 188.6 | + 7.9 |
| 輸入品 | 162.5 | 195.7 | +20.4 | 191.3 | 212.9 | +11.3 |
| 輸出品 | 171.5 | 251.4 | +46.2 | 248.6 | 223.0 | -10.3 |

(出所) 中銀年報、月報

第24表 國際収支の赤字と金融

(単位 100万ルピー)

| | 1973年 | 1974年 | 1975年予想 |
|----------------------|--------------|--------------|------------------|
| 輸 出 | 2,346(309) | 3,376(421) | 3,793 |
| 輸 入 | 2,644(261) | 4,603(574) | 5,772 |
| 貿 易 収 支 | △ 288(△ 39) | △1,227(△153) | △1,979 |
| サ ー ビ ス 収 支 | 57(7) | 85(10) | 50 |
| 経 常 収 支 (A) | △ 241(△ 32) | △1,152(△143) | △1,929 △1,285*** |
| 資 本 支 払 (B) | △1,282(△169) | △1,364(△170) | △1,339 △ 680*** |
| (口 一 シ) | △ 146(△ 19) | △ 173(△ 22) | △ 250 |
| (供 給 者 信 用) | △ 95(△ 13) | △ 214(△ 27) | △ 382 |
| (短 期 信 用) | △ 644(△ 85) | △ 788(△ 98) | △ 492 |
| (民 間 資 本) | △ 5(—) | △ 4(—) | |
| (I M F) | △ 169(△ 22) | △ 162(△ 20) | △ 160 |
| (銀 行 借 入 れ) | △ 112(△ 15) | — — | |
| (そ の 他) | △ 111(△ 15) | △ 23(△ 3) | △ 50 |
| 赤 字 計(A+B) | △1,523(△201) | △2,516(△313) | △3,268 △1,965*** |
| 商 品 援 助 | 210(28) | 328(41) | 875 |
| プロ ジ ェ ク ト そ の 他 援 助 | 125(16) | 103(13) | *414] 940*** |
| 贈 与 | 83(11) | 254(32) | 556*** |
| 供 給 者 信 用 | 240(32) | 167(21) | 395 |
| 短 期 信 用 | 781(103) | 429(53) | 500 |
| I M F | 137(18) | 106(13) | 74 |
| 石 油 融 資 引 出 し | —(—) | 271(34) | 239 269*** |
| 清 算 勘 定 | 35(5) | 167(21) | |
| そ の 他 | 20(2) | 44(5) | 100** 20*** |
| 外 貨 資 産 | △ 125(△ 16) | △ 38(△ 5) | |
| 誤 差 | 17(2) | 16(2) | |
| 金 融 計 | 1,523(201) | 2,511(313) | 2,597 1,785 |
| 純 不 足 | — — | — — | △ 671 △ 180*** |

() 100万 SDR *イラン援助 214百万ルピー含む **イラン信用 53百万ルピー、サウジアラビア信用 47百万ルピー含む ***財政演説予想

(出所) 1973, 74年中銀年報、1975年經濟計画省(通商弘報1975.7.24)

第25表 最低賃金指數 (1952=100)

| | 1973年 | 1974年 | 1973/74年 変化 % | 1974年 (1~9月) | 1975年 |
|-----------|-------|-------|------------------|-----------------|-------|
| 民 間 総 合 | 169.9 | 212.5 | +25.1 | | |
| (名 目) | 102.7 | 114.3 | +11.3 | | |
| (農 業) | 168.1 | 210.0 | +24.9 | 206.2 | 239.8 |
| (商 工 業) | 101.5 | 113.0 | +11.3 | 112.5 | 121.1 |
| (政 府 部 門) | 199.7 | 235.8 | +18.1 | 233.2 | 272.9 |
| (教 員) | 120.4 | 126.9 | + 5.1 | 127.2 | 137.8 |
| (政 府 部 門) | 180.1 | 202.8 | +12.6 | 201.5 | 221.5 |
| (教 員) | 108.8 | 109.2 | + 0.4 | 109.9 | 111.9 |
| (政 府 部 門) | 144.3 | 159.1 | +10.3 | 158.0 | 170.3 |
| (教 員) | 87.3 | 85.7 | △ 1.8 | 86.2 | 86.0 |

(出所) 中銀月報

第26表 労働争議

| | 1972年 | 1973年 | 1974年 |
|-------------------------|------------|------------|-----------|
| 争議件数 (エステート) | 187 165 | 238 215 | 91 75 |
| 参加労働者(1000人) (エステート) | 55 53 | 94 90 | 27 25 |
| 喪失労働日(1000日) (エステート) | 298 273 | 390 360 | 106 79 |

(出所) 中銀年報

第27表 職業安定所求職登録者と就職者数

(単位 1000人)

| | 1972年 | 1973年 | 1974年 | 1975年6月 |
|---------|-------------|-------|-------|---------|
| 技術者、事務職 | 登録 89.2 | 86.4 | 92.1 | 96.5 |
| | 就職 0.6 | 0.5 | 0.3 | |
| 熟練労働者 | 登録 43.2 | 43.7 | 46.0 | 47.3 |
| | 就職 0.5 | 0.4 | 0.2 | |
| 半熟練労働者 | 登録 101.5 | 107.4 | 116.9 | 119.9 |
| | 就職 0.6 | 0.4 | 0.2 | |
| 未熟練労働者 | 登録 211.4 | 232.9 | 250.9 | 258.0 |
| | 就職 1.5 | 1.4 | 0.5 | |
| 合計 | 登録 445.4 | 470.4 | 505.9 | 521.7 |
| | 就職 2.9 | 2.6 | 1.3 | |